

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第19号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第20号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 4 議案第21号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 5 議案第22号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第23号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 7 議案第24号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 8 議案第25号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 9 議案第26号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 10 議案第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 11 議案第2号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第3号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第4号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第5号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第6号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第7号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第8号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第9号 糸井・矢田部地内客土工事委託変更契約の締結について
- 19 議案第10号 工事請負変更契約の締結について
（揖保線道路改良工事（第二工区））
- 20 議案第11号 工事請負変更契約の締結について
（揖保線道路改良工事（第三工区））
- 21 議案第27号 工事請負契約の締結について
（斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事）
- 22 議案第28号 工事請負変更契約の締結について
（太田小学校校舎増築工事）
- 23 議案第29号 工事請負変更契約の締結について
（龍田小学校校舎耐震補強外改修工事）
- 24 議案第67号 太子町総合計画基本構想について
（平成21年）（総務常任委員会委員長報告）

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第19号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第20号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 4 議案第21号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 5 議案第22号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第23号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 7 議案第24号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

- 8 議案第25号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 9 議案第26号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 10 議案第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 11 議案第2号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第3号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第4号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第5号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第6号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第7号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第8号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第9号 糸井・矢田部地内客土工事委託変更契約の締結について
- 19 議案第10号 工事請負変更契約の締結について
（揖保線道路改良工事（第二工区））
- 20 議案第11号 工事請負変更契約の締結について
（揖保線道路改良工事（第三工区））
- 21 議案第27号 工事請負契約の締結について
（斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事）
- 22 議案第28号 工事請負変更契約の締結について
（太田小学校校舎増築工事）
- 23 議案第29号 工事請負変更契約の締結について
（龍田小学校校舎耐震補強外改修工事）

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	橋 本 恭 子
10 番	花 畑 奈知子	11 番	北 川 嘉 明
12 番	上 田 富 夫	13 番	村 田 興 亞
14 番	桜 井 公 晴	15 番	佐 野 芳 彦
16 番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	肥 塚 馨		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

（開議 午前10時00分）

○議長（熊谷直行） 平成22年第1回太子町

議会定例会第5日目におそろいでご出席いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（熊谷直行） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案3件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたからご了承願います。

~~~~~

日程第2 議案第19号 平成22年度 兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第2、議案第19号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この予算については、既に説明がございましたが、賦課限度額の3万円引き上げ、これは医療分、それから後期高齢者支援分で同じく賦課限度額が1万円引き上げと、こういうふうになっている予算であります。これらの引き上げの結果、今までとは違うということを運協でも説明はしてきているわけですが、今後の応能割合、応益割合のあり方について、応能に対応するような応益割合を引き上げると、より一層保険税を納めたくても納められない、そういう状況が生じると、このように考えます。やはり今

のような時勢で厳しい生活条件の中で、また就職しようにも就職の機会がないと、こういうような状況の中で本当に国民皆保険の中でのあり方としていいかが問われているわけであります。それらのことについて、今後本町の場合はどういう施行をするかが問題であります。その点、説明を求めます。

それから、保険税の収納率であります。今次予算でも滞納繰越分としては一般分で3,950万円、退職分で240万円という予算は計上しているわけですが、これらについても実際の厳しい中での猶予こそすれ、悪質者を除いては大変なことだと思います。それらについての見込みもあわせて説明を求めます。

それから、保険税の収納率そのものについては幾らに設定しておるのかも説明を求めます。

この国民健康保険、今度は協会けんぽも同じような形で加入者、被保険者の負担を拡大しようとする動きがあるわけですが、ますます医療が受けにくくなる、また関係する保険料並びに保険税が納めにくくなる、こういう状況をつくるわけですが、そういうことにならないような取り組みが必要だと思えます。特にこの件については国、これはかつては50%が国庫支出金でありました。しかし、今日では年々減り続けているわけですね。そういうことの中で国の負担が減って、もちろんこの太子町もそうですけども、保険者、さらには被保険者が負担をかぶると、こういうような形になってることを解消しないといけない。そのための国に対する取り組みであります。いろいろ全国的な試算を見ても、4,000億円を投じれば1人当たりの国保というのは税とか料とかというのは1万円引き下げることができると、こういうふうに言われております。特に大きな升である国がその措置を講じるように求めていくこと。今は実際は国の負担は84年当時から比べたら25%、半分になっただけですね。だから、そういうことが皆さんに大きな負担をかけ

る。こういうことを解消するための取り組みというのが必要かと思うんですが、その点について町の取り組みを、姿勢を問いたいと思います。

それから、後期高齢者の絡みもありますが、新たな高齢者医療制度ということで厚労省がいろいろやってることを見てみますと、65歳以上は強制的に国保に加入させて、今の75歳以上はそのまま置いとくと。75歳以上については公費を50%で、後期高齢者ですね、50%に一応は据え置くというようなことを言いながら、一方65歳以上の人は32%が公費やと。こんな案を出して、もう既に世論づくりを始めているわけですね。こうなりますと、ますます65歳以上からまた別の取り扱いをする。こんなえげつないことになってくるわけですが、その点を含めてやはり町が言うべきところに物を言っていくことが大事だと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目でございますが、応能益の割合のところ归结しようかと思います。

今後の方針といいますか、方向としてのお尋ねだったかと思います。これまでの50%の枠というのが取り払われましたので、それぞれの保険者でもって設定をすることができます。方向としては、やはりこの応能部分へのシフト化というのは、これはもう方向性としてはあると思いますが、まだ具体的に何%といったところについてははじいておりません。大きな方向はそっちに向かだろうというぐらいでございまして、全くその応能につきましても、ここ大事な部分でございますので、その辺よく検討したいというふうに思っております。

それから、収納率の関係でございますが、滞納分についてのお尋ねでございました。今後の見込みということでございますが、現在の収納を御見舞いしますと、やはり現年分と滞納分を御見舞いしますと、どうしても滞納分というのが収納率低うございます。16%前後という

ところでございますので、その見込みといたしましては極端に上昇するとか下降するとかといった見込みはいたしておりません。一応予算としましてはこの額を計上させていただいておるところでございます。

それから、収納率の設定でございますが、これも例年といいますか、89%前後の設定で行っておるところでございます。

それから、国の負担に関しましての我々保険者の国に対する取り組みの姿勢でございますが、これまでもやはり国に対しましてはこの制度の上で我々は一番財政運営が非常に苦慮するわけでございまして、国に対しましては財政支援といったことで、もちろん保険者の集まりでもございます連合会の組織挙げて陳情をいたしておるところでございます。なかなか公費負担の割合というのが大きな要素、パーセントを占めておるんですが、さらなる支援ということでは例年運動をしておるところでございます。

それから、新たな高齢者医療について、つい先日新聞のほうで報道されまして、私もまだ情報といえば新聞報道の域を出ないわけですが、それを市町村物言うべきであろうという桜井議員さんのご指摘でございますが、この制度につきましても、本当に大きな枠では今の現在の後期高齢者医療の枠内という感じでとったわけですが、それについて検討もまだ入っておりませんし、今後いろんな情報が出てくるということで注視をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 やはり先ほども説明がありましたように、国民健康保険というのは、いわゆる他の社会保険等に入れない、あるいは先ほども言いましたが、協会けんぽもかなり厳しい状況を生み出してるというようなことで、協会けんぽ並びに国民健康保険に対する負担の強制というのが次々とシフトしていると、こういうようなことになると、私が今言いましたように、皆保険っていう制度、

これを維持し、また国民全体が安心して医療を受けられるようにすること、そのためにこの保険制度があるわけですから、実際にこれらで支えられる必要があります。それはいかなる所得の階層も含めて能力に応じて税あるいは料を納める。そして、医療は変わらないように受けられる、こういうことが大切なわけではありますが、先ほども説明があった国庫の割合が減って、そして住民、保険者の負担が増える、そういうような状況の中でもやれることというのは特別な制度を設けて減免を行ったりしていくことができるんですね。それらのことをやりながら進めないと、今も収納率、やはり89%、10%余りの人たちが実際は納めにくい現実がある。また、保険者町もそういう設定をせざるを得ない。このことのほうが重大だと思うんです。最初から納めきれないような保険税率を設定すること、これは何としても許されるものではない。納めるもので納めて運営をするという方針ですから、そういうことをやってはいけないと思うんですが、その点。

それから、滞納も大幅にあるわけですが、この程度の滞納繰越分を収納するというような姿勢で果たしていいか、これが問われておると思うんです。これらに対する支援措置があることと、町等の保険者では無理な面があると思います。そういう点からいえば、国に対して強くやっぱり求めていくということがなければならぬと思うんです。

それと、後期高齢者医療制度のことも、いわゆる世論づくりをして、そして走っていくというのが、介護保険もそうですが、後期高齢者ももちろん世論づくりをして、そして具体に持っていくと、こういうようなことがあります。先ほど言いました65歳以上は国保に強制加入させる、その案でいっても、先ほど言ったように、32%が国費で後期高齢者は一応50%を据え置くと言いながら全体として解約をしていくと、こういう動き、これは今までずっとやってきたことで、だからいち早くやっぱりこういう制度がいかに反国民的

あるか、介護保険に反するか、そういうことを含めて物申すっていう立場に保険者、町が立っていかないといけないと、こう思うんですけど、再度伺います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、収納率の関係でございます。桜井議員さん言われるように、これはやはり100%を目指すものでございますが、やはり現実こういった率にならざるを得ないといいますが、予算にはこの100%の予算組みができないということでございます。滞納分につきましても、非常に収税のほうで努力を重ねていかねばならないというふうに思っております。

それから、新たな高齢者医療の問題ですが、再度のご質問でございますが、私どもも努力を検討の入り口にもまだ立っていないような状況でございまして、それについての姿勢ということでございますが、やはり国のほうで制度設計をされているわけでございますが、それについてはやはり最終的には国民の皆さんが審判をするというところでございまして、その間の事務作業等については非常に今作業チーム編成をされているようでございますので、そういったところで各課へ返す、各層のやはり有識者の方もおられます。じっくりその辺を見てみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となつております議案第19号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第20号 平成22年度  
兵庫県太子町介護保険特別会  
計予算

○議長（熊谷直行） 日程第3、議案第20号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 次に、介護保険会計につきましても、この対象者等については資料にあるとおりでありますけれども、保険給付の介護サービス、また予防サービス、高額介護サービスあるいは特定入所者介護サービス、さらには介護サービス事業、地域支援事業、介護予防事業、それぞれがあるわけですが、必要なときに必要なサービスがお金の心配をすることなく受けられる、これが制度の本旨であります。そういう面から、この予算で少なくとも、先ほど言いましたように、介護が必要なときに必要なサービスをそれこそお金が心配せずに受けられるかどうか、その約束ができるかどうかをまず説明を求めたい。

それから、今の動きを見ますと、介護療養病床の全廃計画というのが、これも浮上して今国会でいろいろ問題になっております。こういうような介護難民、医療難民も多く出ているわけですが、介護難民が生み出されるような、こういうことについても地方がこれも運営をするわけですから、少なくともそういう必要な介護は必要なときに受けられる、これ当たり前のことなんですけど、そういうことになると、療養病床の全廃などになってくると、さらにひどいことになってくるわけです。特別養護老人ホームの入所待

ちもたくさんあるわけですから、こういうような中で介護医療難民を生み出すようなことにならない施策があって初めて介護保険という名にふさわしいことになると思うんです。そういう点からそれぞれについて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、それぞれの給付サービスがあるわけですが、そのサービスを受けられる際に必要なときに必要なサービスが受けられる体制といたしますか、そういったことが約束できるかというお尋ねでございます。もちろん各サービスごとに積み上げての予算でございまして、介護保険法で言うところのそれぞれのサービスについては必要なサービスが受けられるという予算組みということでございます。

それから、2点目の療養病床の廃止の問題でございますが、介護難民を生まない施策ということでございます。これにつきましては、なかなか1町だけでどうということは一言で申し上げることができないわけですが、やはり皆さんも危惧をされている面であるということについては認識をいたしております。理論と現状とのギャップということもございまして、非常に危惧をされる面も理解できるわけございまして、その辺の施策につきましては、やはりこれ一つ制度でございますので、医療と介護、そのはざまといった制度でございますので、やはり国の施策をもって対応すべきというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はこの制度が発足するとき、これは大村町長の時代でしたけれども、走りながら直せばええと、町長、そういうふうにそのとき言ったんですわ。それは何かと言いますと、問題があれば問題のところを直していったって、まずは発足すんやと、こう言うてきたわけですが、今も言いますように、保険と、いわゆるこれと医療っていうの

は切っても切れない関係にあるわけですから、先ほども言うように、特別養護老人ホームとの絡みは、これも避けて通れないわけがあります。

そういう中で、全国的に見てもこれらの待っている人が42万1,259人だと言われている。それだけの人が入所を待っていて深刻な事態があることは当然だと思うんですが、本町でどの程度の人たちが実際にはあぶれておるのかということもしっかり見ておかないといけないと思うんですね。まずは、医療、介護に絡むことで行き場のないお年寄りをなくすことがやっぱり私は緊急の課題だろうと。それにまたこたえていくのが国であり地方自治体だろうと、こういうふうだと思うんです。そういう点から、新たなそういう難民を生み出す療養病床まで減らしてしまうと、これは前からずっと減らそうとしてきたことなんですけど、これを見直していかないと、今言いましたような、待機者に対する措置もできませんし医療も受けにくくなる、こういうことになってくるわけですから、この点は少なくとも国に対してしっかり申ししていくことと、それを救済するための地方の措置、あってしかるべきだと思うんですね。その点どうか。やっぱりこれが地方の大きな役割ではないかなと思うんですね。それらに対して実際に私はどの程度の金がかかってどうなるっていうのは試算をすべく資料も持ち合わせておりませんが、それらをしっかり踏んで老人福祉法に基づく、これまで一生懸命働き子供を産み育て、そして今年をいつて病床に伏すようなことが出てきたり、また介護が必要になった人たちが安心してやっぱり暮らせる仕組み、それは憲法25条にも絡みますが、そういう点での取り組みがこの介護保険の中でも生かされるということが私は当たり前前だと思うんですね。それが地方の取り組みであって当たり前だと、こういう点で今伺ってるんですけど、その点どうですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 救済措置等の

お尋ねでございますが、確かに法律制度の法的な規定と申しますか、そういったことでそれに照らし合わせますと、やはり俗に言いますすき間になられるという部分がございます。通常の介護サービスにしましてもそうですし、今言われております医療と介護とのちょうど合わせと申したところもそういうことでございまして、なるほど医療的な措置については一応済んだと、しかしそのまましたら家庭のほうに戻れるかと言いますと、理論どおり、そのとおり家庭のほうに戻れないという状況が確かにございます。非常にすき間と申しますか、制度間の合わせと申しますか、というんはかいま見られるところでございまして、その辺の救済措置のお尋ねかと思いますが、これにつきましてはなかなか1町での取り組みというのは施策的にも難しい面がございますので、やはり医療から全部、全般社会保障制度の見直しをやられてる中でそういったことが確かに声としては国のほうにも届いているはずでございまして、いつかの18年度の構造改革の際の方向と今現在やはり現実を見据えた、俗に言うスピードダウンと申しますか、そういった見直しと申したことで私ちょっと受け取ったんですが、やはり施策的な面では国のほうでしっかりとそういった対応をお願いしたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 福祉の委員ですから1点だけお尋ねいたします。

27ページの節13の委託料なんですけど、この中では安心見守りコール事業委託料、これは委託料ですので493万円に包含されているんですけども、平成21年の補正予算の中で287万円を100万円減にしたのは理由は何ですかとお尋ねしたところ、これは4月予定だったものが実施は9月になったということで100万円減という説明があったわけなんですけど

も、平成22年度なんですけど、参考資料の20年の予算概要のところを見ますと、安心見守り事業が事業費が150万円程度というふうに、程度なんですけども、一応金額的にそのぐらいの金額が載ってるわけなんですけども、そんなに大きく変わるものではないんじゃないかなというふうに私は思うんですが、実質平成21年度から見ますと134万円の減ということになるんですけども、これだけ減らす理由は何なのかなというのが、ちょっとサービス低減につながらないのかなということでお尋ねをいたします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これにつきましては、一言で言いますと、単価の減というところでございます。初年度に当たりましては単価が非常に当初予算、予定の価格につきましては1,000円何ぼじゃったと思うんですが、今この補正も通しまして、今後22年の見込みといたしましてはやはりかなり低い額で契約ができるという見込みでございますので、額にしましては、今佐野議員さんおっしゃいますところのちょっと大きな額だなあという減額ということでございます。内容につきましては全く変わらないんですけども、俗に言います単価、1台当たりの単価が随分と安く契約ができる見込みだなというところでございます。

○議長（熊谷直行） 佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 21年度、22年度の単価は今わからないんですか。この予算を組む上ではある程度の単価予想というのはしてると思うんですけども、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今般の補正予算で減額したわけなんですけども、その際にも単にその期間も随分と短く、12分の7ですかね、なりました。その上、単価も当初の契約からは下がっております。

○議長（熊谷直行） 続けてください。

○生活福祉部長（丸尾 満） 失礼しました。

その機種につきましては、従来のをそのまま継続して使う場合と丸々新品を使う場合ということがありまして、そのうちで単価が下がるのは継続して使う分、従来の機器を使われる分につきましては非常に下がると思いますか、ちなみに21年度の当初予算では継続使用分1台、単価的に見てみましたら1,200円見ておりましたんが、補正の段階でそれが246円という下げでございます。取りかえ分については大体当初予算とほぼ変わらない額なんですけど、その継続分、ちょうど40台ほどございますが、その分が非常に1,000円ぐらい下がるというところでございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 重箱の隅をほじくるようなこと言うなというて言われるかわからへんのやけど、27ページですね、需用費、燃料費、自動車燃料6万5,000円、これオイルはどこ入ってますか。オイル交換、エンジンのオイル交換はどこへ入ってます。この燃料の中へ入ってんですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 需用費の消耗品に入ろうかと思えます。消耗品費。

○議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 ということは、事務の消耗品というたら、あとほんまにわずかなんやね。それはよろしいわ。

ほんなら、自動車燃料費がほな6万5,000円ということでリッター高い安いはありますけども、500リッターちょっとですか。ということになると、走行距離にしたら1万ぐらいですな。しかし、これ町内ごそごそ走り回るから、それも1万も走らんのかもわからへんけど、軽自動車やろう、どうせね、これ。私はそう自分なりに解釈したわけなんですけれども、それにしては軽自動車の自動車損害保険料の5万8,000円っちゃうのは走行1万ぐらいでは高過ぎませんか。どうですか。どういう計算でこういう。5万

8,000円というたら結構な保険ですよ。僕の車3ナンバーやけども、ここまでいかへんもんね。対物からもう車両保険から全部入ってますよ。でも、5万8,000円いかへんもんね。軽自動車でもうこれ車両保険から、同乗者は私は2,000万円入っとなですけども、あとは無制限ですわな。どんな保険なのかね、この5万8,000円というのは。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 内容としましては、自賠責の保険料で2万4,880円、それから任意保険で3万2,160円という内訳でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっともう一度、この先ほどの今の介護の関係では、いわゆる医療と介護の中でどうしても一つの例としてそろそろやなと思うのは、胃ろうという患者、病気ですね、やはり医療の必要性が低いとされて診療報酬が低いと、こういうために入院を敬遠されがちなんだと言われているんです。で、しかし実態は要介護度が高いというだけではなくて嘔吐への、吐くやっちゃんね、への対応などの医療行為が必要なために、また特別養護老人ホームが仮に入れても入れないと。そういうようなことですから、介護医療用病床の移転先、いわゆる転換先とされるのが転換型老健だと言われているんですけども、こういう施設には転換前に比べて医師が非常に少ないと。24時間対応ができない施設が多いとも言われているんですね。この辺ではどの程度になってるかは私も十分な調査の上に立って言ってるわけではありませんけれども、非常に受け入れるには体制が不十分だと。こういうような実態がある中でやはり難民問題を専門家がいろいろ言ってるわけです。そういう点からリハビリ等が必要な場合も一緒ですし、これらが補完されるようなことがないと、ほんまに先ほど最初に聞きましたような、必要なときに必要な介護が受けら

れるということになるのかっていう点でまともに対応したことにならないと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 俗に言いますはざまの問題につきましては、救済的な措置というところになってこようかと思いますが、これもなかなか1町でその対応というものなかなか難しゅうございます。それぞれの、今言われました一つの例で医療行為が伴うといったところについてもまた問題になっておりまして、これも救急医療のほうにもこの間載っておりましたが、やはり救急救命士に医療行為の付与といった問題がございまして、介護の施設につきましてもやはりこの医療行為、胃ろうの問題出ましたんですが、言われております。それぞれ国のほうでも検討されておるようですが、現実問題としてやはり医療行為が伴うものについては介護施設についてもなかなかやりにくいというところが現状かと思っております。その辺をどう救済するかということになりますと難しいという一言になってしまうんですが、これが答弁になるかどうかわかりませんが、非常に1町で対応というのが難しゅうございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 17ページのところで、先ほども上田議員ご指摘がありましたが、役務費の自動車損害保険料、これは9万8,000円なんやね。重量税の公課費のところを見ると9,000円やから、重量税やから軽自動車1台ということで、先ほども自賠責含めた値段であるというふうに答弁もされてましたが、これは何でこんな10万円ぐらいの額、自賠責のお金は多分一緒だと思います、自賠責保険は。これに関しては何でその約倍の払いになっていくんですか。説明してください。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 損害保険料の

内容でございますが、予算は9万8,000円でございます。その内訳を申し上げますと、車両が2台ございまして自賠責が2台、それから任意保険が2台ということで、失礼しました、自賠責につきましては1台でございます。任意保険が2台ございまして、自賠責1台分2万4,880円、それから任意保険が1台が3万2,160円ともう一台が4万80円という内容でございます。

○議長（熊谷直行） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これはできたら分けて書いてほしいんですね、その自賠責と自動車損害保険料は。こういうなんは可能ですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この説明欄のご指摘かと思うんですが、そこまでの細部というふうにつきましては今の表現でいけるんじゃないかなという思いがいたしております。

○議長（熊谷直行） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 分けて書いていただけると、わざわざ質問する必要もないと思うんですね。それだけです。

○議長（熊谷直行） 今の質問じゃないんですね、最後のは。

ほかに質疑はありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 じゃあ、1点だけちょっと私も理解ができてないんで、ぜひ説明をいただきたいと思います。

21ページの予防サービス費の中で節19負担金補助及び交付金、これで介護予防サービス給付費6,949万5,000円ですか、これと、その下で介護予防サービス計画給付費ということでは883万2,000円、これのどういうふうにして分けられてるのかな。この具体的な説明をいただきたいんですが、お願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 介護予防サービス給付というのは、介護予防に係るサービス各種あるわけですけども、その給付でございます。計画というのは、俗に言うケア

プランのプラン作成に係る部分でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第21号 平成22年度 兵庫県太子町老人保健特別会 計予算

○議長（熊谷直行） 日程第4、議案第21号平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 ちょっとまた私の勘違いかもわからんですけども、どこいた、13ページの償還金利子及び割引料ということですね。

違うんか、先行ってもうとんか。ちょっと待って。どこか行ってもうたな。ごめんなさい、わかりました、済まへん、9ページやね。

町預金利子、金融機関の預金利子ということで、これ費目やから上げとんやということ

かもわからへんのですけれども、実際この例月の出納検査の中で特別会計に会計間の融通ということをやりましたね。で、先のところで一借ということが出とんですけれども、こちらあたりはこの会計間のこの出納の何を見ても、そういうやりとりというのは実際はあるんですかね、特別会計の中で。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 老健特会の中で一借というのはこの22年度予定はいたしておりません。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 一借があるということなんやけども、介護や、介護やろう。そのぐらいね。

介護のところでもあるんやけども、利子として上がってるけども、いや実際ほなこんなことやりようの。会計間で融通しようとなと違うんかいね。前にたしか会計間の特別会計といえども独立会計やから、例えばその会計間でやりとりしたときに一般会計からもし行ったら、その間の利子は、例えば一般会計がお金を借ったやつを、さらにそれが特別会計の中で一借みたいな形で会計間のその融通しとった場合には、そこが金利払わないかんのん違うかというて私が聞いたことあるんやけども、いやそのときは、いやそれはやってないんやというような話だったと思うんです。今ここで一借の金利ということ上がってきとんで、そういうことになっとんかなと。以前はそうでなかったんと違いますか。

○議長（熊谷直行） どなたが答えてくれるんですか。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 今ご指摘の利子のところは一借の利子ではございません、ご指摘いただいたところは。会計間の流用についてはやっております。というのは、民間のところで借り上げるよりはそのほうが、いわゆる行革につながる面がございますので、そうい

ったところで財調からというようなときもございますし、そういうことをしておるのは現状でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、確かに今そのとこで聞くと、老健のとこで聞くとちょっとそういう話になるんですけども、先の介護のとこへ戻ると、公債費のとこで出とうでしょう。それが一時借入金利子18万5,000円ということだね。それで、いやこのことで聞いたらよかったんやけども、ちょっと後へバックするようなことで申しわけないんですけども、次にもうひっかけて聞いたんですけども、それ確かにこんなことしよったかいね。

○議長（熊谷直行） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 各特別会計で、老健は一借設定しておりませんけれども、介護特会とか、いろんな特会で一借を設定しておりますのは、これ平たく申し上げれば、最後の最後年度末に来て、最後の最後に資金繰りが困ったときに一借をする限度額を定めて歳出のほうで、介護特会でしたら償還金利子の18万5,000円計上しております。これ通常の、例えば4月から、3月、4月、5月、出納閉鎖まであるわけですけども、その間については、先ほど副町長申しましたように、お互いの会計同士で財調からもございますし、一般会計からよその会計へ会計管理者が資金運用という形で、運用というよりも、そうですね、資金毎月の支払い支払いがございますから、そういうときに会計間融通はしております。それから、財調からも融通したりします。ところが、先ほど申しましたように、最後の最後に来て会計間融通が苦しくなったときに奥の手と申しますか、そういう意味の設定でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いまだに私はこの老健制度がなくなっていくわけですね、移行する。前にも伺いましたけども、この制度のどこが悪くて今のような形になると町は考えとんですかね。いろいろ老健には国、保険者、いわゆる他の保険、また国保もそうですけども、拠出をするということで運営をする、そういうことであったわけです。それが今後高齢者を発足されたりして、また先ほど言いましたように、65歳以上を別の保険のような、国保ではあっても別の保険のような形で位置づけたり、一般の保険というふうに分けていくような形になるか、さっぱりやっぱりわかりにくいわけで、老健制度は何がどうで総括されていく必要があると思うんですよね。そうやないと、ほんまに自然にやめていくような形になっていく。それはよくないし、なぜこうなるのか、老健のどこが悪かったんか、だから変えるんかと、そういう点では町の認識を説明してほしいと思います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 医療制度の中での構造改革の見直しの際、その後期高齢者医療制度の創設に移る際の問題かと思いますが、かねてより老健制度そのものについては制度としては私はいい制度だなというような思いはあったんですが、やはりそれぞれの負担の不明確さといったことが言われておりまして、それを受けての構造改革という側面もございました。その点での制度改正ということでございますので、それがまた後期高齢者医療制度には国民のご批判も違う面からも出てきたというところで今検討されておるといふところと心得ております。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただ、動き出したものをとめるっていうのは非常に難しいわけですけども、私は後期高齢者医療制度を、後にあります会計ですが、少なくともこれは廃止方針を現政権も出して、ただ先送りをする。そういう中で別の思惑を、たくらみを今世論を操

作すると言いましたけど、そんなことを言いながら別々のものを持って持ち出してそれぞれの年層を対立させるような形に持っていくと、こういうようなことであると思うんです。だから、まだ制度が発足しているところの拠出に係るものについては少なくとも現役世代の一般保険、その加入者率という形でそれぞれやっていたから、それはそれで国保だけが背負うというのが途中から加入者率でそれぞれの保険も負担をすると。こういうような形をとってきてもかかわらず、国費の持ち出しが多いと。もちろん町の費用もあります。そういうことからこれを廃止をして、75歳以上は1割を必ず負担すると、保険料として負担をする、そういうような仕組み、さらには今度65歳以上については国費は32%しか、今の計画ですよ、入れない。そういうことで、本来国が負うたり企業が負ったりする医療保険制度を後退をさせる。構造改革ということ今答弁ありましたけれども、実際のそういう構造改革も医療の分野っちゅうのは実際国民世論の中では破綻をしないと。破綻をしたものにしがみついて、さらに矛先をばかすような形で後期医療制度、さらには新たな制度をつくろうと、こういうような動きにあると思うんですが、やっぱり後生大事に守るようなまだ老健ではなかったかと思うんですが、そうではなかったですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 制度の問題につきましては、なかなかそれについて町がどう思うかということについては言いにくい部分がございます。今の国の検討の動きを見ましても、やはりこのたびの後期高齢者医療制度、これの見直しにつきましては、今回見直しになっておりますが、同じ過ちと言ったらこれは言い過ぎかも知れませんが、繰り返すことができないという一つの背景でもって今検討作業に入られておるといふ気概が感じられます。そういった面で、すべて問題点がクリアになるかどうかといったことはその

作業を見ないとわからないわけですけども、やはりこれまで国民の皆さんから出ていた、そういった不都合な面についてはやはり反映をされていくと。それがそのままであれば、また同じ過ちという指摘があるかと思いますので、そういった制度設計については慎重になされておるといふふうに思っております。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第21号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第22号 平成22年度  
兵庫県太子町後期高齢者医療  
特別会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第5、議案第22号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 後期高齢者医療の特別会計につきましては2億5,393万2,000円という収支の歳入歳出予算なんですありますが、1つは医療保険料の1億9,414万2,000円、これの特別徴収分1億2,686万7,000円と普通徴収分の6,677万5,000円、それぞれ何人対象かの説明

を一つは求めます。

それから、これの、先ほどもちょっと触れましたけれども、廃止の要求に対して先送りをしておると。そういう中で別の制度を模索し、またたくらむというようなことを言いましたが、特にこの制度の場合は2年2年で保険料が見直されていくと、こういう今年がその年になるわけでありますけれども、保険料が医療給付の10%という枠で際限なく保険料が上がると、こういう仕組みが一番の問題点でありますし、医療費が増えますと保険料にはね返る。それぞれが対立を生み出すような形になる。あわせて、75歳以上の人口増加があるわけですから、それに見合って医療給付費も若干ずつ増える。そういう中で10%が自動的に引き上げられていくと。2年ごとにそういう仕組みになっておると。

その一方で、せんだってからのあちこちの報道でも見られますように、都道府県に設けられております、いわゆる基金、そういうものが大きな金額になってきておるということです。こういうところに積み立てるのではなくて、実際のこの後期高齢者医療に回すこと、そういうことがひいては負担を軽減することにもなるわけですから、これらのことも要求をしていかないと変わらないということでもあります。

県の場合も、先にも言いましたが、1,054円を引き上げるということなんですけれども、この年度末の基金残高というのが56億円、県の場合。先ほど言いましたように、21億円をとりあえず取り崩して均等割額を据え置くと、こういうことにしているわけですが、あと10億円を取り崩しますと、保険料を引き上げなくても済むんです、実際は。そうでしょう。それは具体的に私が言うてることをうなずけることについてはそちらのほうで答弁いただきたいと思うんですが、それでも基金は25億円残るんですね。そうなるはず。だから、それらのことを含めまして、この県の果たす役割をしっかりと後期高齢者医療にも反映させるっていうことが大

事だと思っんですけれども、この1,054円でも4割の被保険者が対象になると言われているんですよ。だから、もうほとんどの人がやはり引き上げの対象になってくるということですから、こういうことをしないような方向に持っていくということが大事なんではないかと、こう思っんですね。そういう点と。

それから、先の国保運協でもたまたまありますが、特定健診をペナルティーのようにするっていう後期高齢者医療の中で出てくるのが40歳から74歳の特定健診、メタボリックシンドロームっていうことについても何ばいろいろ言ったとしても、実際は日本人の体型を含めてこれに傾斜するような形では実際は特定健診の目的がはっきりやっぱり当初に言っておりましたように、医療費を削減すると、そういう目的にこれらが従属させられて、本当にそれぞれ必要な人が必要な形で内臓脂肪の症候群から脱皮をして、みずからの健康を維持するということに意識が本当の意味で変わってこない限りいかにしてもこれらは進まないのではないかと、こう思っんです。医師の先生もこの間国保運協で、ほんまにこれが有効ですかというてお尋ねしたところ、有効とは思わないと、太子町の運協のお医者さんもそうおっしゃる。ほかでもそういう意見がたくさんあるわけです。そういう点から、これらのことについてもあわせて見ておかないといけない問題ではないかと思っんですが、その点も含めて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目でございます。保険料の特徴、普徴の人数のお尋ねであったかと思います。今現在2,600名余りの方でございまして、そのうち特徴というのが、これはもう比率でしかはじく方法がないわけでございます。比率的には特徴が大体79%でございまして、2,600人余りのうち79%、2,050名余りという内容となります。残り普通徴収が550人ほどということでございます。

それから、2点目でございますが、保険料

の関係でございます。これ広域連合のほうで積算をされて、今桜井議員さんおっしゃいますところの21年度末の剰余金見込み額、それから県に設置しております基金のうちの21億円の取り崩し、合計88億円を繰り入れをいたしましての今回の保険料と。22、23年度の保険料が設定をされたということでございますが、なるほど基金、まだ残を残しておりますが、これにつきましては次回の2年後の保険料、次期改定に向けての、俗に言います保険料上昇を抑制するという意味合いでの基金保有というところで広域連合から説明を受けておるところでございます。

それから、特定健診の問題でございますが、これが効果が云々という面につきましてはいろいろご意見がございます。ただ、こういった健診というのは非常に重要でございまして、あらかじめ予防という面で欠かすことができないというふうに私思っております。また、この後期高齢者医療制度の中においても非常に大きなウエートといたしますが、重点が向けられておる部分でございまして、やはりそういった自分の予防面でそれぞれの被保険者の方々についても健康のほうに向かっていただくというのがひいては健全な医療費の問題に寄与するということでございますので、これにつきましてもやはり健診率のアップというところに努力をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただ、問題は都道府県それぞれがいかに制度は廃止すべきやと私は思っんですが、国に対して当然求めるべきや、求めないといけないと思っんです。それは姿勢としても持っていただきたいと思っんですが、一応制度動いてるわけですから、都道府県がさらなる持ち出しをすることが、支援をすることが大事やろうと。そうでなかったら、先ほど来言ってるような負担はどうしてもこういう年代になりますといろんな病氣にもなるわけですから、これ当たり前だと思っ

んです。それは健康で医療のお世話にならずに人生を終えられる、そういうことはほんまに幸せなことで、そうありたいと思いますが、しかし本人らがどう希望してもやはり病魔には勝てない、そういう状況が生まれることも、今まで一生懸命働いてきて、そして社会に全体として貢献してきた人たちがこういうふうになっていくこと、ほんまに憲法からいっても老人福祉法からいっても逆行していると、こういうふうに思います。その方々が安心してやっぱり医療が受けられる、こういうふうにしなないといけないのに、一方においては資格証を発行したり、ほんで医療から保険を奪う、そういうようなことまで起こっているのがこの後期高齢者の医療でもあるわけです。だから、そうならないことが少なくとも必要ですから、今言ってるんです。県の支出。

それから、この制度の中で特定健診っていうものでペナルティーを科すようなものではないわけですね。まず、みずからが必要な健康診査の上に立って生活習慣病とされるものについては、その生活習慣病と闘う、そういう意識を醸成すること、そしてみずからがそういう取り組みをしていただくことが肝心であるのに、メタボの健診だとか、女性の80センチの問題まで言ったりして、何もいろいろ言わないでもわかってるわけですから、そういうような健診を強制するようなことは本来こういうものにも反すると思うんです。

まずは、健診費用の財源にも問題があります。高齢者の保険料や受診料にやっぱり自己責任を、負担を課するようなことでは、これも公衆衛生の問題としてもそうですし、この憲法25条にも反するものではないかということになります。

町は、こういうメタボの問題もありますから、何とか健診が進むようにと言いますけれども、現実には専門家等も含めてこれがそれほどの功を奏するものでもないと言われるようなことにしがみつくと必要は本来ないんです。だから、その意見も当然上げないといけない

と思うんです。そういうことがあってこそ必要な形。

それから、自己責任、いわゆる保険料や受診料に求めるっていうのは自己責任ですから、そういうようなことをやってしまうと、保険や医療からやっぱりこの年代の人たちがはじき出される、こういうことになってしまいますので、制度の欠陥、少なくとも欠陥を補うという点で都道府県の役割が大事だということで、県にそれだけの措置を求めるということがなかったら、この制度がそのまま生かされて2年に1遍ずつそういう引き上げを余儀なくされる。基金があるわけですから、それらは取り崩して今回の引き上げをなくする、これも大きな施策であります。そういう点で言ってるんですけど、わかりませんか。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 桜井議員のおっしゃる、例えばまず1点目の県の支出云々の話でございますが、これも広域連合のところでも出ておりました。ある市町から出てる議員さんからも反論といたしますが、そういう別の意味での出ましたのは、やはりもちろん県の支出、国の支出にしても、これはあくまでも税金でございますので、やはり今の国あるいは県の財政を考えたときにそこまで行けるかどうかというようなお話も出ておりました。しかしながら、県に対しては広域連合として要望を重ねてしている状況であるというような報告もありましたし、資格者証の話も出ましたが、資格者証につきましては、これは太子町の場合はもちろん発行を現在しておりますし、厳格な運用ということが厚労省から出ておりますので、太子町においても発行する場合にはよほどの決意でもって発行するようになるであろうというふうに思います。

それから、特定健診の絡みで、議員がおっしゃるみずからの意思ということは私特に賛成します。やはり自分の体のことでございますので、そういうみずからの意思で特定健診等はやはり受けていただいて健康に気をつ

けていただくということは、これは非常に大事なことでございますので、その点については賛同といいますか、いたします。欠陥を補うというようなことでございますが、欠陥を補うのが、いわゆる県とか末端の基礎的自治体というようなお話でございますが、これも議員ご存じのように、老健に至ってもこの制度の一番事の発端については昭和48年の老人保健法ができて、当時は拠出金関係は7割、そして公共で持つものが3割であったのが、医療費がどんどん増大していった中で50%という公費負担が出てきて、それで一部負担という制度が昭和58年から出てきたというふうに私も聞いております。そういうことからして、その後いろんな改正があって現在の後期高齢者医療制度が出てきました。しかしながら、これについてもいろんなご批判を受けながら現在、桜井議員がおっしゃった新聞報道のことしか私も知りませんが、新たな見直しがまた出ております。これはやはり今の政府が25年4月1日から新しい制度に移るということになれば、その準備としていろんな検討ということが当然であろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第23号 平成22年度

兵庫県太子町墓園事業特別会 計予算

○議長（熊谷直行） 日程第6、議案第23号平成22年度年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 この墓園手数料604万3,000円、これはどういう算出になっとんかいね。平米多分幾らというふうな決め方がしであると思うんですけども、周辺と比べてどうなのか。それから、太子町独自で決められたのか。というのは、委託料のところ委託料だけがこれ600万円、これと釣り合うわけなんですけど、ほとんど。しかし、光熱費、需用費とかその辺を加えると、マイナスになるんですね。高いんか安いんかということになるんですけども、その辺はやっぱり周辺との兼ね合いもあると思うんで、ちょっと比較したところがあるんやったら説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これ当初設定をするところで、やはり周辺等を参考というところでの設定金額ということでございます。その後、随時見直しということはやっておりませんが、当初設定においてはそういった参考値を用いておるところでございます。単価的には大体6,000円というところでございます。それぞれの管理料が計算をしておるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 その6,000円というて何やな。平米。1基。1基ということないやろ。皆大きさが違うもん。だから、

6,000円というのは何の話ですか。平米ですか。平米にしたらごつつ過ぎるしな。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 4平米でございます。4平米の墓で6,000円でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（上田富夫議員「議長、わかるか、今のんで。周辺のこと聞いとるやん」の声あり）

周辺との比較というんか。

（上田富夫議員「老人みたいにそないにずっとずっと前に行くないや。算出聞こう思うて聞いとんのや」の声あり）

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 平米当たりでは1,500円になりますが、それを周辺の類似のところとの比較につきましては、手元に資料はございません。当初設定の段階では参照させていただいておるところでございます。

○議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、普通そやけど周辺のとこ参考にするん違うんかいな。あれできてから、例えば林田なんか後からできとんやでな、姫路市の。だから、というのは、やっぱりどうということなら、よそより別に安うせんなんことないと思うんですよ。林田と比べたら結構こっちのほうが便利やし条件もいいしね。少なくともこの手数料の中で必要な経費だけが賄えるぐらいな金額設定にしてもえんと違うかと。そら税金やから町民に還元されるということもあるでしょうけども、けどもやっぱりその辺はほかは、例えば水道なんか赤字やからどうや言うて水道も下水も値上げしていくやん。だから、ここも、そら大方事業が済んだから大きな借金ないさかいにどうということないんやけども、でもこれよく計算してみい。余り利益のあった事業でもないし、まだ僕はこれきちっと計算したらかなり

残った部分あるからな、全部売れてどうかというのには気になっとんやから、ほかの会計がみんなそういう厳しい形で見とるんやから、この会計についてもやっぱり、周辺と比べてむちゃくちゃ高いというたらまたこれ問題あるけども、そうでないでしょう。一遍その辺も考えてみてはどうかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 確かに管理費につきましては売れてない部分についても維持管理が入ってまいりますので、当然その辺の計算という側面がございます。今言われますように、この金額でどうかと言われますと、やはり売却が早期に完了しておればそういった満額に近い管理費でもってあと維持ができるわけですが、もう確かにまだ売れてないところがございますので、その分も一応管理経費がかかってくるということでございますから、そういう面においての、俗に言います計算というのはやってみなければならぬかなあというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 9ページの委託料のところ、これ600万円ほど予算ありますけど、これ何で個々に載ってないんですか。個々に項目ごとに委託料が載ってないと思うんやけど、この車どめの開閉業務委託料なんか大概これ45万円ぐらいかと思うんですけど、これは何か載せられへんのですか、全体的に、個々には、一つ一つ。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これなどにつきましても植木維持管理については、やはり数社の見積競争がございますし、それから清掃業務にいたしましても一応はシルバー人材センターでございますが、やはりそれについては町の見積もりといたしますか、の必要がございますので、金額表示はしていないという

ことでございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 委託料の根拠、これはもう入札があるさかいというて、もういっつもこと理由にしなさんな。すべてそうです。あくまで予算の枠内で執行するんですから、それが適切かどうかは彼我の積算、いわゆる設計の基本的なことさえ抑えとれば、何ら支障はないわけです。それが何の支障が起こるとおっしゃるんかね。ここでも伺っておきたいと思います。いわゆる類推するという、類推なんてことは通りまへんわ、今までから見てもう100%に近いいろんなことやってる中で、どっかから漏れてなかったら100%にならん。にもかかわらず、100%に近いということは、出てくるというのは予算の積算がもとじゃないはずです。あくまで予算は基本的な積算の上に立って609万4,000円をはじき出しとると思うんですけど、その中で個々のものについては、また積算をされておると。ほいで、執行段階では予定価格を持つということになるわけですから、予算を超えてやることはもともとから許されるものではありませんので、ちゃんと予算上の数字は明らかにするべきやと、こう思うんです。それははっきりさせてください。

それから、ルームエアコンというのは何だったかね。

それから、墓所返還の190万円、これについても内容的に、いわゆる歳出として予測される、既に返還請求があるということがあるかもしれませんし、この程度を予定するということかもしれません。それらの内容について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目のその委託料の金額表示の件でございますが、これもこれまでお答えをいたしておりますとおりでございます。類推ということが上げられます。

それから2点目、エアコンでございましたが、エアコンにつきましては平成4年の当時のエアコンが今管理棟というんですか、あそこにあります、それについてはもう老朽化によりますところで更新というところでございます。

それから、返還金のこの190万円の設定でございますけれども、大体機能されております永代使用料の最高額の半分、2分の1の分を2基分を予定をいたしておるという予算でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 どこがどない類推するかやな。我々は議員は特に609万4,000円だからええとか悪いとかという問題じゃないんです。もともと清掃業務委託、それから廃棄物搬送委託、植木維持管理委託、車どめ開閉業務委託、これは特定のところに発注するものもあるわけですね。発注というのは、車どめなどは原の地元自治会っていう形で発注するわけで委託契約をするわけですから、少なくともシルバーに持っていったりするものを含めて一定の見積もりの上に立って競争入札を行う、競争入札にはそれなりの根拠があって、そして予定価格を設定する、見積入札を行う場合でも一緒です。一定のやっぱり基準、基本的な基礎があって初めて予算にもなると思うし、予算で明らかにすることによって予算で満額になるからだめなんだと思うってんですか。そらおかしいでっせ。あくまで予算は予算。その中の予定価格を設定するということですから、適切な予定価格を設定をする、その予定価格に基づいて入札等を行うと。これ当たり前でしょう。私言うところ間違ってますか。その説明を求めます。

それから、エアコン、余り僕もちょこちょこ行ったりするんですけど、ここ夏もそんなにはと思いますけど、絶対要るものですかね。それも含めて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 委託料の金額表示の

ことでございますが、これもきのう一般会計で総務部長から申し上げましたとおり、やはり類推ということを私どもは考えると明示にはご容赦をお願いしたいということでございます。

そして、その設定予定価格のお話もございましたが、予定価格についてもいろんな考え方がございます。会見なんかで私も直接検査員の方から言われたことありますが、その予定価格の設定について、例えば設計価格と予定価格がこれだけ違うのはその理由はどうだというようなことで、本来であればイコールでもいいのではないかというようなご指摘も受けたことがございます。そう言いながら、私どもやはり工事がしやすいかどうかというようにいろんなことも考えた中で端数処理とか、いろんな考え方を持って予定価格を設定しておりますが、予定価格があるからこの予算の、予算についてももちろん概要で上げておりますが、それを類推されるおそれがあるということで私どもはしておりますので、その辺のところをご理解をお願いしたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 部長、エアコンの話は。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） エアコンの必要性のお尋ねがございましたんですが、これまで設置をしております、やはり老朽化が来ておりますので、更新についてはやむを得ないというふうに思っております。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これほんまにそないにはいいよ、そんなここでじっとしとるといのはそないにないんですよ。ずっと行ってるわけじゃないから私もわからんけども、ああいうところに至れり尽くせりが要るかなと思ってるから言よんですわ、言え。別段どこ行ったってほとんどそういう墓地でいろいろ休憩所があったりするところ、管理するところ、そこまでのこと必要なかなと思うんで

すよ。その点でエアコンの問題聞いとんですけど、改めて説明を求めます。

それから、私んとかなんかエアコン一つもないんやけど、生活しとんや、日常生活ね。それも、それはそれなんだけど、そんなこと言うつもりないけど、ああいうところでほんま要るかいなと思うわけです。

委託料ですね、こんな何回おたくらが説明しても、これはもう世間通りまへんで、ほんまに。先ほども副町長が言うてますように、イコールであってもええと。イコールはイコールでよろしいやんか。その場合もありまっしゃろう。今どういう状況で請負関係があるかということで、必要なときにはイコールの問題もありますよ。それはそのときの判断でしょう、予定価格を設定する。もうこれは昔からのことなんです、予算にあるから類推をされる、そうなかっても100に近いこれまでのことがありますわ。それ何ですか。だれも知らない、当局だけが知っとると。ほんで100に近い。何ですかと。私が知ったから言うんじゃない。予算を議決を求められたら、これらは何ぼ何ぼがあって議決は妥当だと、当然賛成して議決をすべきもの。それから、やはり同意できないものを判断していく上で、この管理費の中で絶対的なウエートを占めとんのが委託料でしょう。いわゆる一般管理費ではもう一般会計へ戻すものですから、そういうことになると、何ぼ説明すればするほど類推っていうことが説明のために説明をしとるとしか受け取りようがありません。だから、明らかにすべきだと思ふし、それぞれ基本的には廃棄物、植木にしてもざっと見て業者が請け負うと、こういうものでもあると思いますが、確かな積算に基づいとんならば、概算にしる堂々と公表して、当たり前なんですから、その上に立って入札執行で経費の節減を図ると。これ行政の当然やるべきことじゃないですか。そういう点でしっかりきちと説明を求めたい。

それから、会計の仕組みちょっとで返還等がありますと、割合この会計も一定の時期に

きちっと報告書が出されとんですけども、収支がはっきりしてこないといけないところもあるんですけども、一たん永代使用をしないと返還をする、その返還金が予算上では今最大の2分の1というような説明があって190万円ということありましたんですが、このデリバリー的なものがちょっとわかりにくくなるし、一たん永代使用させていたものが返還されたものを再度永代使用していくためには、また今後にそういうところは売れ残る可能性もあるわけですね。その対策も必要かと思いますが、その点はどうか。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 委託料のことで重ねてお尋ねでございますので、例えば発注する場合は設計書をお持ちの業者さんにお渡しして、それに基づいて積算されるということでございますので、ただ例えばその金額の予算の中で参考にされるよりは、やはりできるだけそういう情報がない状態で私どもがつくった設計書をもとに競っていただくというのが筋であろうというふうに思います。したがって、先ほどから申し上げていますとおり、私どもとしては工事請負費とか委託料についての金額のことについては明示しないという方針でいきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 返還金の関係でお尋ねでございますが、これにつきましてはやはりやむを得ない理由ということでの返還でございます。それがまた売れ残るというような今ご指摘がございましたんですが、それは考えておりません。

以上です。

○議長（熊谷直行） エアコン要るんですかという、メモしてください。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） エアコンの再度のお尋ねでございますが、頻度等につきましては、それはいろいろなご意見があろうか

と思います。ただ、一般的にはやはり設置の必要性ということで今回予算を上げさせていただいておるということをお願いしたいと思います。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第24号 平成22年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第7、議案第24号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 歳出のところで公債費で本年度、これ115億8,790万円ですか、これ払い終わるまでの元利合計というたら幾らになるんですか。途中でこぼこすると思うんですけども、ざっくりでよろしいから、元利でどれぐらいになるか。というのは、借入れとう金額、金利がちょっと私の資料ではないんで、どんな金利でどんな金借っとるかわからんで、要するに払い終わるまでの元金と金利との合計幾らになるかというのと、それからこ

の一般会計の繰り入れですね、8億円何ぼというの。大体毎年8億円ぐらいを繰り入れていきょうるわけなんですけれども、これがいつまで続くんですかな、こういう状態が。大体それぐらいは続いていくというのが、かなり一般会計のを圧迫してますんで、一体これいつまで続くんだらうなという思いがあります。

それから、11ページの下水道債のところでちょっと私これ資本費の平準化債ということで、これの積算というか、どういうふうにしてこれ出すんかというのをちょっと説明もらえますか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

公債費の元利合計の支払い終わるまでの、いわゆる合計ですか、これにつきましてはちょっと手元に資料がございませんので、現時点ではわかりません。

それと、繰入金につきましては、現在約8億円、9億円弱ですか、この金がいつまで続くかというご質問でございますけども、これにつきましてはやはり公債費が、いわゆる出のほうで公債費が少なくなるか、または使用料がもっと増えるか。また、この中には、いわゆる交付税に算入されている分もございます。ですから、少なくなるとは思いますが、下水道会計、交付税算入がある以上はずっと続いていくというふうには考えております。

それと、平準化債でございますけども、これにつきましては企業会計的な発想から、いわゆる減価償却、下水道施設の場合一般的に国のほうが明示しておりますのは、たしか平均的な減価償却は43年か45年かだったと思うんですけども、これと今現在の起債の差の分をそれを超えた分につきましては再度借りかえできるといった制度を国が認めてるということで、それを減価償却したときの金額と起債を起こしたときの差の分を平準化債として回せるといったことがこの平準化債の条件とい

うことでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、だからそれをどういうふうな数字で言うてくれたらええわけや。資産何ぼで、ほいで減価償却費が何ぼでということの説明してくれたら、ややこしいこと言わんでもええわけや。それちょっと説明してもらえますか。総資産わかるでしょう。それから、その減価償却もわかるでしょう、だから。

それから、交付税算入がある限り8億円ずつ毎年入れるということはどういうことかというわからんのやけども。交付税算入というのは、これ多分0円にはならんと思うんやけども、たとえほんなら100万円でもあったら8億円ずつ入れていくの、一般会計から。そんな変な説明ないやろう。数字でこうなったときにこうなると。ほんで、それぐらいなことをシミュレーションしながら下水整備してったんと違うんかいな。こういう整備したらこれだけ金が必要と、その金はどういうふうにして払うていくと、そのときに金が足らんようになると、一般会計から繰り入れんかいと、そやけどそのときには何ぼ入れて、それから何年ぐらいそれ続くんやとぐらいなことは、そんなもん、あんた、ぶったくりやったわけでもなし、きちっとシミュレーションした中で事業進めていったんと違うんかいな。私はそう思う。事業とはそんなもんや思うけどね。途中で何らかの事業で変更が生じた場合にはそういう説明を当初はこうしてっただけでもこういうことでこういうふうに変更になったという、それが私は説明やと思うんですけどね。

それから、公債費についても持ち合わせ資料ないというて、こんな大事なこと絶えず自分の頭ん中になかったらいかんのやわ。普通、例えば自分が事業しとる人やったらみんなわかっとんやで、自分の借金何ぼして、これ払うていかなんと。こいつ金利がこうやさかいにどっか安いとこないかとか、何とかそ

れ安う、たとえ何万円でも安く上がる方法ないかと、寝ても覚めてもそんなこと考えとんのが経営者なんや。それが普通なんや責任者というのは。だから、資料見てみなわからんちゅうのは、そんなふざけた話ないんやで。でも、それあかんわ。ないさかいにそれで済ますというわけにいかんので、きちっと説明してくれる。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 平準化債の明細といいですけども、これにつきましても手元に詳しい資料がございません。しかし、20年度は計算上、理論上ですけども、平準化債の発行可能額は3億1,320万円の発行可能額がございました。しかし、詳細説明でも申し上げましたように、将来の公債費増大を抑制するということで1億5,000万円の平準化債をするということでございます。

それと、交付税算入のお話ですけども、これにつきましては、先ほども言いましたように、公債費がいずれ徐々に減ってくるということでございます。それと、料金の改定等の問題もございます。そういったことで財政調整の繰入金ということでございますので、いずれは少なくなってくると言いながらも、先ほども言いましたように、下水道の公債費の中から交付税算入の理論値が出ておりますので、それについては交付税算入されているということです。その分については下水道会計からいいますと繰り入れになるということでございます。

それと、公債費の明細でございますけども、これにつきましてはやはり集計等、今手元に持ち合わせておりません。ですから、これにつきましては現時点ではわかりません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（上田富夫議員「そないして何回でも出してくれるんかい。3回というて、おまえ」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午前11時57分）

○議長（熊谷直行） 再開いたします。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほど来、手元に資料がございませんのでという話ですけども、それにつきましては、いわゆる公債費の将来にわたる元金、利子の合計につきましては経済建設常任委員会で報告したいというふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時01分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 起債の償還元金、利子の償還額総額を申し上げます。

これは平成21年7月現在のものでございすけども、元金の合計185億6,788万6,000円となっております。それと、利子の合計でございすけども45億316万2,000円、合計230億7,104万8,000円ということでございす。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この会計におきましても、いわゆる一般管理費の委託料694万6,000円、それから下水道費の601万円、それぞれの委託料並びに工事請負費があるわけでありすけれども、これらの金額について説明を求めます。

それから、下水道の使用料では4億6,811万3,000円が計上され、それから過年度が450万円と、こういうことになってるんですが、これの過年度の場合は見込みですね。それから、使用料は、いわゆる件数等について説明を求めます。

それから、負担金における、いわゆる汚水の長松幹線の管渠築造工事の負担金が

1,901万4,000円、ということで計上をされてるわけですが、これらの進捗と今後について説明を求めます。

それから、やはり接続率を高めるということでの手だてについて伺いたいと思いますが、今日の時点で未接続ですね、そういうお宅と、それからそれらにはいろいろ事情があると思います。そういう事情を掌握をしていると思うんですけども、主な事情、それから接続に対する対応について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

委託料につきましては、これは従来から実施しておりますものでございまして、水質検査につきましては、これも流域下水に接続するということでの委託料でございます。

それと、土砂浚渫作業委託料につきましても、これは一応緊急用とか、そういうことで一応例年度より置かせていただいております。

それと、下水道管洗浄委託料、これにつきましても定期的にやる分と緊急用という形で約4キロメートルを予測しておかせていただいております。

それと、マンホールポンプ点検委託料につきましては、マンホールポンプは15カ所ございます。それと、その点検委託。定期点検2回とそのもう一回は重点点検ということでございます。

それと、その停電時マンホールポンプ稼働用電気保守点検委託料につきましては、年2回点検するというところでございます。

それと、工事請負費につきましては、一応太子苑のこの雨水幹線が一部、いわゆる傷んできております。その補修を考えております。それと、緊急用ということで、場所は特定しておりませんが、その分についても工事請負費を置いております。

それと、使用料につきましては、一応この金額につきましては、以前健全化計画を提出

いたしております。その22年度の目標数値ということで予算化させていただいております。

それと、長松幹線の負担金でございますけれども、これにつきましては、たしか平成36年に完了がするんだというふうに記憶してんですが、これにつきましてはやはり大津茂川の左岸側の汚水を姫路市の中を通して流すときの負担でございます。

それと、接続率の件でございますけれども、これは昨年8月に緊急雇用のことで今現在も調査しておりますが、やはり一番大きな理由といたしますのは、家族が少ないといいますが、年寄りだけだということでそこまでの費用が工面できないとか、それとか余り特別必要を感じてないとかという方もおられます。そういったことの集計をいたしまして、また再度そういう方への訪問、接続へのPRをしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに。

（「何か公共下水道費の委託料」「何があったんかいな」の声あり）

ちょっと触れられたんかな、委託料。

じゃ、続けて。

○経済建設部長（富岡慎一） 長松幹線への進捗といいましても、これも長松幹線自体は姫路市のほうで進んでおります。ですから、負担金も確定しておりまして、これが先ほど言いましたように、たしか36年に負担金は終わるというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 使用料の部分も健全化計画に基づいてということなんですけれども、4億6,811万3,000円は確かに歳入を見込めるもの、件数、トン数という形になるんですよね。だから、それらの根拠が必要だと思うんです。だから、そういうことは少なくとも予定のほうについて説明を求めています。

それから、過年度についてもどうなのかっていう450万円の、これも収納しないと負担

がかかるわけですから、これについてはどうかというんで尋ねました。

それから、委託料は、先ほども説明があることについては多少私も承知をしたところなんです、それぞれ金額は当然明示すべきやと、こう思うんです。そのことについては説明を再度求めます。

それから、同じ工事請負費でも一般管理費の工事請負費は維持補修工事で太子苑の雨水幹線の一部が傷んだから補修をするということで、これ300万円なんです、そのほかに緊急を要する場合もあるからということなんですけれども、こういう大ざっぱなものは300万円の根拠にはならないと、こう思います。そういう点で説明を求めたわけであり

ます。公共下水道事業費の委託料についても今説明はなかったですね。私はそれ聞いたんですよ。だから、そういうことをきちと金額も含めて説明を求めます。

それから、もちろん工事請負費についても4,500万円、この内容、金額、それぞれきちと説明を求めます。

それから、合併浄化槽についても20万円の委託料は、これ1件だと20万円ということになるわけなんですけれども、それぞれ根拠が説明されないと理解できないことになりますので、その説明と。

それから、接続率の問題で一応大ざっぱであっても家族が少ない、また年寄られて接続するための費用をなかなか捻出できない、そういううち、それから必要を感じてないというのはちょっとわかりませんけども、単純に考えますと、それぞれのお宅の建物の事情、そういうものもあるし資金の事情もある。そういうことに対して単純に調査の上に立って再度PRをするってということだけでは前進をしないものが私はあると思いますので、その点も、いわゆる内容によって対応を変える、そこまでのことも必要だと思うんです。それから、融資制度もあるわけなんですけれども、ほとんどそういうものが利用するって

いうことにはなっていないと思うんですが、何らかの手だてがないと前進はしないのではないかと、このように思います。それらについて再度説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

使用料につきましては、先ほども言いましたとおりでございまして、やはり健全化計画をしてその分の借換債等を見込んでやったことで、そういうことでの使用料を置いております。それと、過年度分につきましては、やはり前年度実績等を踏まえて予定いたしております。

それと、一般管理費の工事請負費につきましては、300万円という形で置かせていただいております。例年、たしか通常の緊急用として100万円置いていたということでございまして、今年度は300万円ということでございます。

それと、公共下水道事業費の委託料につきましては家屋事前調査委託料、これにつきましては、やはり工事する場合に事前調査がいることもあるということでの委託料を置かせていただいております。これにつきましては一応約20万円程度、これは執行するかどうか、これにつきましては現時点ではわからないということでございます。

それと、下水道浄化システム、これにつきましては例年下水道代金を更新、いわゆる開発等での新規の分を計上いたしております。

それと、詳細説明でも申し上げましたように、公共下水道事業計画変更認可申請資料作成業務委託ということで予算計上をいたしております。

それと、工事請負費につきましては、公共ます設置工事ということで実績等により、これにつきましてもどの程度出てくるかわかりませんが、件数によって大きく異なりますので、今のところ約4,500万円程度ということで予算措置させていただいております。

それと、合併の委託でございすけども、

これにつきましては現在合併浄化槽を設置されてる方が3カ所ございます。それに、いわゆる1件の工事請負費を提出させておりますので、4件分の保守点検委託料を計上いたしております。

それと、接続率の件でございますけども、当然昨年8月から実施いたしております接続率のPR、訪問をいたしておりますので、現在まだどうしてもやはりお会いできてない方もございます。そういった方へ重点的に回り、またその時点で検討するとか、そういう考えてみるとかという方が幾分かおられますので、そういうところを重点的に回って接続のPRを進めていくといったことになろうかなということで、それは現在この2月からですが、また人もかわっておりますけども、順次回っていくということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 使用料も、これが確かに歳入できるってことであれば全体のトン数とか量がきちっと明示される必要が私はあると思うんですね。平均で計算されても、その根拠があると思うんです。その説明と、過年度についても実績で置いたというものの、これらは歳入の見込みがどういうふうに立っていくか、その手だてはどうかということを探ねとんで、その説明を再度してください。

それから、一般管理費の委託料でそれぞれ694万6,000円ということになっている。これは箇所とか定期点検に係る延べ延長とかというのは説明がありましたけれども、それらそれぞれについて694万6,000円を構成するそれぞれの金額っていうものが明示されるべきやと、このように思いますけど、その点再度説明を求めるものであります。

それから、公共下水道事業費の委託料においても情報化システム作成委託、これなんかも全体で600万円余りになってるわけですけども、家屋事前調査はあるかどうかわから

ない、それには20万円程度置いてるということとはわかりました。他の2つについては金額等がはっきりしないと、こういうことでありますから、再度説明を求めます。

それから、先ほどありましたように、接続を未接続、古い早くから下水道が布設されてる区域とそうでない区域とに分けられますけれども、重点的な対応はそれは必要なんだと思います。しかし、それぞれの事情、個々の事情に応じた手だてが必要な段階に来ているように思いますので、それに見合ったような接続を高めるための手だてということが必要なんだと思いますけど、そういうことについては何もないということですか。そういうことを説明を求めたいと思います。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 使用料につきましては、先ほど来説明いたしました以上の資料は今現在持ち合わせておりません。それにつきましては、委員会で報告させていただきたいというふうに思います。

それと、委託料につきましては、入札案件もございますので、先ほど来話が出ていますとおり、類推されることも含め少しでもそういう条件を省くということが表示できないんではないかというふうに思います。

それと、接続について、いわゆる調査等につきましては、当然先ほども言いましたように、いろいろその理由によってやはり今後も訪問回数も変わってくるだろうということで、現在これまで留守でお会いできなかったところを重点的に回りながら、その他の接続しやすいところとか、またそういうまだ検討中のようなところにつきましては重点的に回りたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員、資料、委員会提出と部長言ってますけども、それでよろしいでしょうか。

（桜井公晴議員「じゃあ、委員会で」  
の声あり）

じゃあ、委員会で資料提出をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

（上田富夫議員「私のほうが3つ言うて1つしか答えてへんのや。どないしてくれるんや。この平準化のやって」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午後1時25分）

（再開 午後1時31分）

○議長（熊谷直行） 再開します。

先ほどの清原議員の指名はちょっと取り消させていただきます。

（清原良典議員「何でや。後ろへ回すということ」の声あり）

先ほどの上田議員の質問に対する答弁をお願いします。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほどの、要は繰り入れの8億円がいつまで続くかということでございますけども、先ほどもちょっと説明いたしましたけども、いわゆる公債費が徐々にではありますが今後減少してくるということで、昨年の決算特別委員会が総務の欄で出ていました各償還表がございます。これでも出ていますように、10年で下水道事業債につきまして約2億円減になると。要は、これは新しく起債を発行しないで単純に計算しますと約2億円の公債費が減少するということでございます。ですから、単純に言えば、2億円減れば2億円繰り入れが減るということでございます。その中で今現在平準化債の問題も幾分かかんできております。それと下水道使用料の問題もございます。そういった中で幾分か下がっていくんだろうと思いますけども、いろんな条件によってやはり下がりが変わりますので、現時点では下がるだろうと思いますけども、細かな数字、条件が明示にくいので、はっきりとはわからないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 下がるということを期待し

たいですけれども、その時分10年先ぐらいになるとなると、揖保川の流域のほうが増えてくると違うかなあと。また、何だかんだ言うてどこや知らんが傷んだというて言うてくるん違うかなあ思うんやけども、それは仮定の話ですからやめときます。

それで、これ公共施設でまだ下水につながってない施設というたら何ぼぐらいあるんかね。もうないんですか。100%もう太子町の公共のものについては下水につながってとんですね。その辺を説明いただきます。

それから、この発電機の借料、多分これリースやと思うんですけれども35万3,000円、多分これ5年リースやないかと思うんですけれども、リースの条件、どういう条件でリースをとするのか。私がこれ先走って言うかもわからんのですけども、これ同じ発電機見積もりしたら、一括で150万円ですわね、見積金額が、一括で買えば。5年リースで35万3,000円の5回掛けすると176万5,000円。これ、あとリース済んだ後、太子町ものになるんですか、それとも向こうのものになるんですか、それとも幾らか支払えば太子町のものになるんですか、その辺の条件はどないなっとなんですか。もしこれ5年済んで向こうへリース払うとしたらむちゃくちゃ高いものにつくし、一括で買うといたほうがよっぽど安い。銀行で金借って金利払うても安いですよ、このほうが、一括で買うほうが。ほいで、燃料代が9,000円でしょう。軽油使うて9,000円やからね。大体100時間ぐらいですか、運転予定しとんのが、最高で。それ以上の燃料代を入れてないということはそないに使わんだろうと。去年の実績で言うとはほとんど使っていないですわな。そうすると、5年間使うたって、これほんまに何十時間か何百時間の話でしょう。ほとんど新品でしょう。これめっちゃめっちゃおいしい話でっせ、そやけど。業者がおいしいということは太子町が損やということなんですわ。私の計算違いやったら言うてください。私はこれを見た中でそういうふう解釈したわけなんで、違ってお

れば説明をいただきたいと思います。

以上、説明を求めます。

- 議長（熊谷直行） 経済建設部長。
- 経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

太子町の公共施設で下水道の接続がないというのは、たしかつくも荘と旧環境センターも入ってないのではないかなと思います。多分私の記憶では2カ所程度かなというふうに思います。

それとあと、発電機の件でございますけども、これにつきましてもちょっと手元に資料がございませんので、委員会で報告させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

- 議長（熊谷直行） 上田議員、それでいいですね。

ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 今のとこの17ページの工事請負費4,500万円、昨年もこの程度でしたんかいね。ちょっと昨年以前のその資料を見てないもんで、いつも委員会で不景気にもかかわらずこの数年毎年同程度の開発行為が行われとるという説明受けとるもんで、それでこの程度の予算を上げとんかなあと思うんですけども、それを1つお尋ねいたします。

それから、昨年の決算のときも含め、この数年いつも議論が上がったんですけども、広坂の130番地の件はどないなっとんですか。どのような状況に今あるんか、そしてこれもこの4,500万円の中に一応予算計上されとんかどうかお尋ねします。

それと、その下の物件補償費50万円、これ毎年上がったんですか。内訳はどういう内容になっとんですか。

以上、3点お尋ねいたします。

- 議長（熊谷直行） 経済建設部長。
- 経済建設部長（富岡慎一） 工事請負費でございますけども、昨年度は山田での工事とが沖代の揖保線の工事とかがございまして、この本議会でも下水道会計の補正でたしかか

なりの減額をいたしたところでございます。

ですから、22年度につきましては例年と同じような4,500万円ということで、新規に特別にするというような工事は特にございません。

それと、先ほど言われました広坂の件でございますけども、これにつきましても一応予定はいたしております。進捗状況につきましてはまだ協議が調っていないということで進展いたしておりません。

それと、物件補償につきましても、先ほども桜井議員のときにお示ししましたように、委託料、その公共下水道事業費の13の委託料で家屋事前調査委託料と、これが一応セットといいますが、ここで調査委託をし補償が出るのであればこれから支出するということでの見込みの予算でございます。

以上です。

- 議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 その物件補償費の下の公課費のところの重量税2台分2万2,000円、これは軽自動車のことかな、2台分というのは。これの詳細の説明と、軽自動車であれば1台9,000円で楽ですから1万8,000円で済むと思うんですが、それと15ページの役務費の自動車損害保険料、この13万2,000円の何台であるか、どんな保険がどうついているのかという説明と、それからその下の自動車登録手数料、これ3万5,000円。これ、どんな車を、登録だから買われたのかなと思うんですけども、名義変更かもわかりませんが、これどういった車をされているのか。

以上、3点よろしく申し上げます。

- 議長（熊谷直行） 経済建設部長。
- 経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先に16、17ページの重量税、公課費の自動車重量税2台につきましては、8,800円掛けの2台ということでございます。

それと、15ページの自動車損害保険料につ

きましては、自賠責が2台、任意保険が2台ということでございます。車は登録手数料は1万5,000円が2台ということで、車は軽ではなしに、俗に言うライトバンというんですか、それが2台ということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 重量税のところ、これ8,800円2台というたら、これ1万8,000円で済むと思うんですけど、先ほどもちょっと今までこれ重量税のどこ、これ来てますけど。

それと、その自動車損害保険料の台数はいいんです、その内訳。先ほどからずっと言うてますが、自賠責がこんだけだと、自動車の任意保険やったらこれだけですと、個々に教えてください。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 自賠責保険につきましては2台分で2万8,670円、任意保険につきましては2台で10万2,680円ということでございます。

それと、先ほどちょっと自動車重量税のところでちょっと説明が間違っとなりました。8,880円と1万3,200円の2台ということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井川議員、経済建設常任委員会の副委員長をやられてますので、できましたらこれ付託しますので、そちらで十分な審議していただければと思いますけども、いかがでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第24号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第25号 平成22年度
兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第8、議案第25号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 この前処理場については、もう言い尽くされたようなもんなんですけれども、ただやっぱり今までどのような対策の手を打ったか、例えば処理の方法にしても今までは薄めて流すとか、そんな話は聞きましたけども、抜本的に違った処理の仕方というのはどうかメーカーがコンサルに調査を依頼するとか聞いてみるとか、何かそんなことされたかどうかお伺いします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） いつのころかちょっと忘れましたが、かなり以前ですけども、前処理場の処理について視察に行った経緯がございます。そのときの視察といいますか、いわゆるその場所での説明内容は、要は水質汚濁防止法に合致するような処理をするというふうな施設でございました。そのときにその後も話しし、また役場のほうにも来られたんですけども、基本的には前処理場の場合はやはり流域で一括して処理いたしております。ですから、汚泥が出て当時のエースに持っていくということよりも、やはりいわゆる水質基準に見合ったような形で流域に流すというのが経費的には一番安くつくというふうなことから、そのときは一応それを聞くだけという形に終わっております。その

後、経費節減のため、水質問題についてはその苛性ソーダ問題あり、いろいろあったわけですけども、水質問題についてはその後、当時まだ水量が多かった関係上特にやっておりません。その後、水量が減った時点で、今言いました希釈の問題とか、いろいろその辺は県と協議した経緯がございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 それともう一点、これ県の補助ですか、補助というたらおかしいけども200万円。これふざけた話やなあ思うんやけども、一律というか、定額というようなことになってんやけども、処理の金額というか、処理の水量というか、そういうことにおいて査定をするのとは違って、その200万円というわけのわからん金、要するに今でも1億円ですわな。以前やったら2億円近い金出しよったわけですから。200万円っちゅうのは、県何考えとんか思うんやけども、その辺は話し合いというか、建設当時のいきさつからずっと話しして、太子町もこういう財政の中やからという話はできんもんかな。それやっておりますか、当初のいきさつからずっと説明して、ほいでこうやという話は。何かそうでないみたいなニュアンスを県のほうでは受けるんですけれども、そんなことないですか、ちゃんと説明はしてはりますか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 200万円の補助ということでございますけども、処理場の経緯経過につきましては、当然国のほうに陳情するときにも副知事がたしか行かれると思うんですけども、その前にいろいろと資料を集め、過去の経緯等をそういう資料を集めた中で陳情に2市1町含めて行くわけでございます。そういったことから、内容といいますが、収支については十分県のほうも把握し、また当時の経緯についても十分把握されてるというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

んか。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 13ページの節15の工事請負費で非常通報装置設置工事費として420万円上がってるんですが、素人考えでは非常に高い通報だなというふうに思うんですけど、機能的にはどういう機能を行うんですか、これは。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） これにつきましては、これまでちょっと詳細説明にも申し上げましたように、夜間等の宿直、土日の日直等の廃止を考えた中で行うものでございまして、各操作盤の異常、故障警報を委託業者にテレメーター等で送ると。警報装置を送って速やかに対処するといったことでございまして、その設置場所につきましては前処理場の2階の監視室とかをもちましてやるということでございます。それと、非常通報装置自体については1台ということになっておりまして、2階のそういういろんな計器類があるところで設置し、今言いましたように、一応予定では420万円の設置ということで、今後もその分につきましては23年度以降は管理費だけの減ということで、今後の施設の維持管理費について軽減を図るといったのが今回の趣旨でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 ということは、夜間、土日は完全に無人化状態での非常通報と考えているんですね。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） そのとおりでございまして、その分予算上にも前処理場の施設のほうの警備、いわゆる委託も考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほど来説明があります内

容と重なる分もありますが、委託料について、これもそれぞれ5,246万5,000円なんです、一番大きなのは前処理場運転管理業務委託料だと思います。この中には、先ほど説明がありましたように、夜間、土日の無人化の施設管理と、こういうことも入ってるという説明がありました。これが加わったからといってもここで占める運転管理業務委託料はかさばるわけでありまして。当初の設置からタクマから現の管理委託をしているところが後は独占と、こういうような状況であります。これらのことがなぜ独占がまかり通るかということも含めて全体の前処理場管理費は8,391万7,000円でありますから、これらとの絡みにおいてもこのことの説明が必要であります。その説明を求めます。

それから、委託料全体のそれぞれについて説明を求めます。金額がやっぱり類推やの何やの言わずにきちっと説明をしとくべきことだと思います。そういう点での説明を求めます。

それから、揖保川流域下水道への希釈した接続っていうのも、前回にもこの答弁も出てきておるわけですが、実際にこれを運転管理が不要になるような取り組みが行われることが大事だと思います。それで、早くに速やかにこの大きな受け皿に向けて、大きな受け皿というのは流域下水道、とりあえず流域へ結んでいくと。その手だてを講じることが先だろうと思います。これをとめるか、流域へ結ぶか、そういうことが急施のことだと思うんですが、その取り組みについて説明求めます。

そういうことによって、今度備品購入で42万円を計上しているもの、こういうものも基本的には必要がなくなるわけでありましてから、早く対応するというのが大事かと思いますが、その取り組みについて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

委託料の前処理場運転管理業務委託、これにつきましては、いつも問題といたしますが、話が出るわけですが、昨年度から一応見積もりということでの契約委託という形になっております。過去についてからいえば、平成11年のころからはやはり水量も減ることもあり、どんどん委託料については値が下がってきたという経緯もございます。ですから、今後も、今言いましたように、無人化等の問題もあり、見積入札、ひいては将来は競争入札にいけるんじゃないかというふうには考えております。

それと、その主な内容でございますけれども、警備保障委託、これにつきましては、先ほど言いましたように、無人化に伴います建物の進入等防止のための委託でございます。電気設備保安管理委託、これにつきましては、要は高圧電気等の管理委託でございます、これも例年行っているものでございます。

それと次に、水質分析委託料、これも要は流域に接続することから、県のほうから求められている検査でございます年4回行っているということでございます。

排ガス測定委託、これにつきましては年2回実施いたしております。

それと、ボイラー点検は、やはりそういうボイラー、これはたしか法律上の問題で点検する必要があるというふうなことであったと思います。

それと、皮革汚水流入管渠洗浄作業委託料、これにつきましては状況を見ながらの工事になるかなというふうに思います。これはあくまで予定といたしまして約50万円の予定をいたしております。

それと、流量計点検整備委託料は、これはやはり流量計が一番流域のほうに報告するという形の中での一番肝心なものですので、これについて年2回程度するというところでございます。

それと、消防設備、これもたしか法定でやられたと。いわゆる煙と熱の関係の点検だっ

たというふうに思います。

それと、確かに無人になるのが一番いいと。ですから、本来各業者さんからじかに町の下水道、いわゆる公共下水道に直接つながるのが一番いいではないかというふうには思いますが、やはりどうしてもしき等ごみが流れてきております。ですから、やはり一たん受けての形になるのかなと。それと、やはり水をよく使われるときに集中するということもありましょうし、できたら安定して流すということの中で前処理場の最小限の運転をすることによって安定的に、また苛性ソーダの注入等の問題もあり、やむを得ないのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 何回もここで言うてますが、基本的には関係業者が流域で受けるに対応するような水、汚水にして、流域で受けてもらおうと、こういうことにするのが一番大事なことやと思います。そのための手だては講じないといけないし、また業者のそういうことこそ責任であります。そういうことがやられるように町からきちっと指示をするということと、あわせて今説明がありますように、前処理場で受けてということになりますと町の責任が伴ってくると、こういうことになりますので、少なくともこの程度の水で業者がきちっと対応するように持っていくことがとりもなおさず大切なことであり、また血税をつぎ込まなくて済むと、こういうことになるんですけども、その手だてをやっぱりまず速やかに進める、それから二、三社のこの水を希釈する、そして揖保川流域に結びつける、これは、言うたら、本来やったら任意的なもの、もともとは業者が責任を持って対応すべきもの、それがはっきりしないから今までこういうもたもたしていると思うんですね。その指示をどう出すかだと思うんですね。そうなりますと、この管理費自体がもう全体として必要がなくなるわけですから、この施設の必要がないように持っていくこと、

それに向かって進めることのほうが大事なんで、改めてその対応について説明を求めます。

それから、委託料全体のことについて今説明がありましたんですけども、それぞれどれだけの金額を予定しとるのか、積算してるのかということについてもここでも説明を求めておきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほど来維持管理負担金の問題ですけども、先ほど来言ってますように、じかに流すということはやはり硫化水素等の問題もあり、今のように苛性ソーダでやらざるを得ないのではないかと。それと、皮革の処理についてはいつときの水が流れます。そういった場合の問題もございます。やはりどっかにプールして、それから安定した流し方が必要なんではないかというふうには考えております。

それと、委託料の金額の問題ですけども、先ほどはちょっと抜けておりましたんですけども、電気設備保安管理委託料、これにつきましては、一応予定としましたら2万1,000円の12カ月ということでございます。他については、先ほど来話が出てますように、お示しできないということでご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今先ほど来説明があるプールするっていうことね、これもずっと前から2槽ある1つをいつときはプールしてはどうかということもここで言ったりしたことがあるんやね。いわゆるとりあえずためといて、粗ごみを処理をするということも十何年も前から言ってる部分もあるわけですよ。で、今そのプールをすることも含めて業者が責任を持つような方向へ持っていくことが大事やと私は思うんです。安定して流すなら流す、希釈をする、で苛性ソーダについても、前処理

場だから苛性ソーダを使ってこうせざるを得ないことがありますけれども、業者がそれぞれ苛性ソーダ使って調整をして放流をする。これも当然原因者としての最低限の責任だと思います。そのことが町のほうからしっかり業者に言うということがなかったら僕は前に行かんと、こういうふうに思いますのでくどくど言うтонですよ。その点どうですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほど来出てますように、各個人さんがしていただけたら一番問題はないということですが、他の団、いわゆる皮革産業の団体との問題等もございます。また、他の市町の前処理場との問題もあり、やはり現時点ではそういう方向には向かないのではないかというふうには考えております。

それとまた、安定して流すという中では敷地等の問題もございます。そういったことをいろいろ総合すれば、今の現時点では各個人に各業者さんごとに対応というのは難しんではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 ちょっと先ほど聞き漏らしてありましたんで、再度質問します。

先ほどの通報装置によって、これ土日、夜間、祝日、年間何時間あるかわからないんですが、この夜間装置つけることによって、昨年度からいくと975万8,000円減ということでは上がってるんですが、この通報装置による効果は幾らを見込んでいるんですかね、これ、この中の、年間を通してやった場合に。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 月に約50万円ちょっと安くなるのではないかとというふうには想定しております。しかしながら、先ほど来言ってますように、見積入札もしくは一般競争入札とか、競争入札、指名競争入札になるのであれば、もっと安くなるかもしれません

んし、ちょっとその辺は流動的ということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第26号 平成22年度  
兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第9、議案第26号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案については、2月25日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 その県水の受水の単価というのが太子町の水道会計を圧迫しとる大きな要因だと思うんですが、改めて今県から幾らで何ぼ買ったんやということと、ほんでそら原価出ますわね、幾らで買ったということ。太子町の今水の原価は幾らなんか、その県水除いてね。井戸水で処理しよう分ですわね。従来の太子町分の原価は幾らぐらいかというのを、ちょっと対比をこの辺で一遍しとく必要があると思いますんで、それぞれの、県水は原価わかりますけども、太子町分

を出してみてください。

それから、14ページの流動資産のとこなんですけれども、現金預金というてあるんですけども、これは現金が幾らで預金がどういう形であるのかという説明と、それから未収金の5,900万円、約6,000万円の未収金の内訳、それから有価証券の3億円、これの内訳を説明を求めます。

それから、債務負担行為の件ですけれども、10億円ですね、10億5,900万円。これ、配水池整備事業ということになってんですけれども、これ40年たったさかいにとか、いろいろおっしゃってんですけど、私ちょっと近辺調べてみたんですけれども、周辺を。昭和47年、それからこれも47年ですな、1万4,000トン、それから昭和40年の2,500トン、それから昭和38年の1,000トン、昭和4年の3,000トン、昭和4年ですよ、それから昭和37年の2,500トン、昭和43年の1万トン、昭和41年の1,300トンというて結構古いのんあるんですよ。太子町のもんが私は特に古いとは思われへんのよね、この資料見ようたら。でも、太子町のほうが耐震であかんでということになったら、建設当初からこれ手抜きやったんですか。よそはちゃんととって、太子町は設計上やばたいもんをつくったということでもやりかえないかんのかと。どれぐらいやばたいんですかな。それぐらい金かけないかんもんですかが1点。

今財政的にも非常に厳しいときで、今借金するときやないと思うんですよね。いろいろな方法が考えられると思うんですね。ほんまにその水源をやりかえないかんもんなのか、あるいはポンプで対応できるもんなのか、いろいろあると思うんですけど、どんな方法を考えられて、その結果こういう結論に達したという説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

14ページの現金預金ということでございますけれども、これにつきましては、これは22年

度の末の予定貸借対照表ということで、この現金預金の5億4,240万6,000円といいますのは、4ページの当年度予定額、下段のこれと合致してるということでございます。

それと、未収金につきましては、これもあくまで予定ということで、例年下水道使用料とか工事の関係の支払いが若干残ってるとか、失礼しました、これ未収金ですから、逆ですね、失礼しました。これにつきましては、ほかのことで使用料と関係の未収とか、例年起こるような未収金を想定しているということでございます。

有価証券につきましては、昨年来続いております分の国債とか、ユーロ債とか、その分の予定でございます。これも場合によっては若干変わるかもしれないということで、あくまで23年末ということでございます。

それと、16ページの北配水池の関係でございますけれども、これにつきましてはやはりこれまでの耐震の問題等もでございます。ですから、昭和56年以前につきましてはやはり耐震の基準が変わったということで、一般的には弱くなっていると、今の基準にはそぐわない面も出てきているということで、先ほど来古いところもあるということの説明もございましたが、太子町の場合あくまで今の状況では南配水池の問題等もでございます。ですから、その辺の利用形態等も考慮し、また太田配水池の運用の問題もでございます。といいますのは、太田配水池は県水と南配水池からの水が向こうへ、いわゆる山田のほう等への送りながらも太田配水池に流れ込んでおります。そういったことから総合的に考えております。現状では、総括質疑でもございましたように、一般的には1日の配水量の約2分の1の量の貯水、いわゆる配水池が必要であろうということでございます。今回はそういうことも含めた中でのやりかえということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 そんなん、あんだ、ほなこ

れおまえ、5億4,200万円がこれやてか、支払い資金という、この金額の合計が預貯金の額や言うのん。流動資産の現金と預金が5億3,000万円やな。ちょっと待ってや。どこのこと言よんねん。

○議長（熊谷直行） その辺のルールがわかってないんちゃうん。

○上田富夫議員 違うがな。これやろう。

（「こっちゃ」の声あり）

いいや、それは金額合わへんねん。

（「そんなことええやんや。こっち入っとるがい」の声あり）

これわい。

（「542であるやん、これこういうふうにいっただけやん」の声あり）

おお、これ違うわい。これやがな。

（「14ページやん」の声あり）

違うがな、これやん。

（「ああ、14ページの」の声あり）

流動資産のこと言ようるわけ、私は。

そうか。これは22年3月31日と23年3月31日、1年違いやな。ああそうか。いや、どっちでもええわ、どっちでもええけども、その現金預金がここへ入るのん。そういう計算、役場は。ようわからんな、その会計は。もう所管でようやってくださいよ、これ。私ようわかりませんわ。

それと、その町の原価、言うてないで。これはちょっと言うてもらわな困るねん。

今債務負担行為のところで、もっといろいろ言うてもらわな困んにやわ。例えば、いやほんま、それはもう、おまえ、初めから建設ありきというようなそないなこと言うてもらうたら困るんねんや。10億円もおまえ使うんやからな、そらあんた何ぼ金持ちか知らんけど、10億円というたら大した金やで、ほんまに。そんなもん使うんやから、ちゃんとしてもらわなんだら。あっこの浄水の二の舞になったらわやこや。

だから、例えば県水、太田の配水池のこと言うたけども、例えば万一の場合に県水から目いっぱい受けるとしたら、あそこ多分

300ぐらいが入っとうと思うんやけどな、受水のやつは。もっと大きいんかなあ。ようわからんのやけども、あれで仮に県から県水目いっぱいもろうたら1時間に何立米もらえるんかな、緊急の場合に。そんな計算しとんだろう。あかなんだら、揖保川のほうからも応援してくれるように管はつないだまになっとうんだろう。いろんな手があるわけなんや。あそこの水源地がちょっと高いから、高いから言うたてあれぐらいの水源地あるで、ほかに。だから、真ん中ワンクッション置いて上へ上げるんやというのは、そんな話もしとるんやけども、例えばポンプであれぐらい簡単に上がるやないかいな。100メートルや200メートル、きょうびあんた簡単に上がるねんやで、水。どないということあらへんが。あそこの関電の発電所みたいな水力発電所、あれ上から下へおろいて、毎日上げたりおろしたりしとんねん。あれ上がるんやもん、あれだけのもんが。あれ30万か35万キロワットぐらいな発電機据えとうだろう。あの水を毎日上げたりおろしたり上げたりおろしたりしとんやもん。どんなもあらへんが。

だから、やり方はいろんなやり方があるんやと思うんや。だけど、あなた方が言う、これがえんやと、一番、というのを示してください言うとりわけや。私らが別にこのことについてとやかく言うとうでないんですわ。それと、この方法が一番ええというのと、ほかのそのポンプアップとかいろんなこと考えて、そりゃこういう点であかん、こういう点であかん、こういう点であかんと言われりゃあこっちも反論のしようがあるんやけども、その説明がなかったら反論のしようがないわけ。ほいで、この間調べてったのは、この周辺の水源地をとりあえず調べてくるといふんで調べてった。ほしたら、古いのいっぱいあるわけや。ほいで、聞いてみた。やりかえるのかと言うたら、いや、国のほうからはそんなこと言うてとるけど、うち金ないやさかいできへんと、しまへんわ言うとりわけや、ほとんどが。すぐやりますといふところあれへ

んがな。ほいで、太子町よりみんな古いんやで、これ、今言うたやつ。私が調べたところでは23カ所あるんや。だから、その辺ちゃんと、例えば1年もたせて2年もたせてもごっつい違うでな。10億円の金やったら2年間遅らせてみないな。金利だけでも何ぼになる思うてん。だから、慌てて探して国が補助をくれるんやとか何や言うて、もうそら昔の話でしょう。その補助金を当てにして、国が国の補助がくれるさかい国の補助がくれるさかい言うて交付税算入してくれるんや言うてわいわい言うて何やかんやしてったわけや。みんな大体ちょっともう最初はあすかホールでけっちんくろうたんやけども、あれ以来ちょっと国やかしにだまされとんや、私らはね。そう慌てて探してやらなん工事ではないと私は思うとんですけれども、ちゃんとその辺はいろいろ検討した結果こうやという、そのいろいろというところを説明をしていただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） まず、原価、県水は、これはちょっと計算はしてないんですけども155円程度だったというふうに、割り戻したらすぐ出るんですけども、たしか155円程度だったというふうに記憶いたしております。

それと、町の原価につきましては、ちょっと手元に細かい資料ないんですけども、前の料金改定のときには、たしか95円程度じゃなかったかなというふうに記憶しております。ですから、それからは若干西播磨の水道を利用しなくなったり幾らか変動いたしております。ですから、若干変わってきていると思いますけども、そういう金額だったというふうに記憶いたしております。

それと、今回の北配水池関連の工事でございますけども、先ほど来出てますように、ポンプで吉福から南配水池に直接上げるといったことは、先ほど来議員さんがおっしゃっており、今のポンプでは無理ですけども、違うポンプを設置すれば、当然吉福に新しいポン

プを設置するか、今のところに加圧ポンプを設置するかによって今の南配水池に上がろうかなというふうには思います。しかし、これまでの配水池での運転の問題では、やはり100メートルのところにあります配水池についてはそのまま自然に流すと圧力が強過ぎます。ですから、減圧してるのが現状です。ですから、その減圧といいますのは、本来で言えば、今の北配水池のところにあれば減圧しなくてそのまま流下できるということから、基本的な考え方は南配水池に送ってわざわざまた排水するということはロスが多いと。しかしながら、現在南配水池がありますので、それを利用するというのも検討の余地にはあるかと思いますが、あれももう現在三十数年の経緯がたっております。そういった中で北配水池が古く、北配水池単体での利用が望ましいんじゃないかということでございます。

それと、県水の問題もありましたけども、県水のちょっと口径については私もはっきり覚えておりませんけども、県水の口径ですべての水量を賄うということは現実的に難しく、要は配水池が水位が保たれる、いわゆる太田配水池での配水量と流入量との問題で、むやみやたらに県水を入れるわけにはいかないというのが現状です。以前も聞いた話によると、いっときに県水が入り過ぎて水位が非常に高くなっていったということも聞いております。

それと、西播磨の話も出ておりましたけども、西播磨の問題につきましてもやはり今の現状を考えれば、吉福に入ってきて、吉福からまた今の北配水池に送っているというふうな状況でございます。ですから、西播磨とは、北配水池とは直接特別なあれはないんですけども、今の状況を考えれば将来のことも踏まえた中で南配水池への送る電力量、これが月約50万円ほどいっております。年間約600万円、おろして上げて、それをおろしてくるのにまた減圧して、その減圧する分につきましても落雷によりまして、これまで落雷

の雷のときにはそちらに職員が派遣というんですか、待機して緊急に処理できるような対応をしてるといったような状況の中から、やはり水圧が安定する北配水池のやりかえ、それとそれなりの配水量を見込んだものにするほうがいいということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 全然勉強しとらへんやん。ほなもん、あんた電気代言うたん600万円。いや、10億円の中での600万円、例えば600万円、10年でも6,000万円やで、たったの。10年で6,000万円や、20年で1億2,000万円や。電気代みたいなんしれとるがな、それから言うたら。10億円使うんやで。だから、もうちょっと中身勉強してえな。とにかくこの建設ありきというような、そういう考え方やめてほしいんやわ。そらもうあんたもう昭和の見ようの話ですわいな。もう今平成ですよ。いまだにそないこと言うともうたら困るんやがな。

だから、それとその減圧、今あの減圧でゴツつい発電しようるやんか。昔太子町もそないなこと言うてやろか言うて、減圧と兼ねて発電しよかというようなことをちょっと、横田やったかな、所長のときに何かそんなことちょっと聞いたことあるけども、今は小型の結構ええ発電機ができて、かなり効率のええもんがありますよ。それも結構安い。余り水力使うやつは。そういうふうなものをなぜ研究してくれへんのかな。県水、多分あれ300入っと思ふよ。ひょっとしたらもっと太いかもわからへんのや。だけど、最低300は入っと思ふはずなんや。あれフルで送ったら、太田の配水池結構たまるよ。

もう一つは、緊急の場合ということで震災を想定しとんでしょう、配水池が壊れるということで。あの配水池が壊れるぐらいな地震やったら、太子町これ庁舎も当然壊れるし、太子町かなりの被害ありますわな。震度どれぐらいなことを想定してあの水源地が壊れる言よんかようわからんのやけども、それを想

定して、あれが壊れるぐらいな地震が起きたときに太子町はどないになるんやと、町は、という計算も当然しとるはずやろう。ほしたら、まず水どころやないんよ。もう震災の後というたら神戸と一緒にすわ。もうそれは消火栓の水は要りますけど、管がそれまでもつかどうかわかりませんが、仮にもったとしても、そんなにふるや洗濯や言うてふだんにそんながばがば水使わへんよ。そういうことも試算に入れて、1日にこれぐらい水が必要だろうという試算の上に立って今の計画ができとんなら、それ資料出してください。そういうこともきちっとやっぱり私は考えた上でこの計画を出さなだらうそでっせ、それは。私の今言うたようなことは試算されてますかどうか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほど来の太子町の全域の問題とか、いわゆる災害のときの試算とか、一般的にはそういう試算はしてないというふうに思います。この試算自体は、認可自体は、ちょっと年数忘れましたが、平成十五、六年に認可変更をしたのではないかというふうに思います。それをもって老原の膜処理し、その後にこういう計画もそのときにしてあり、また吉福の高度処理の問題も含まれたということでございます。ですから、そのときにはあくまで耐震の問題で老朽化しているものについては、仮にやりかえるのであればこのぐらいの大きさが一番有効的だろうということでのことでございます。ですから、それをそのまま引き継ぎながらやっていくと。これも本来21年度に実施設計するべくでしたんで、そこがちょっと遅れておりまして、平成22年に実施設計工事というのが現状でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件は総括でもいろいろ言って、今のような答弁があるわけですけど

も、実際にこれから太子町が必要とする水の需要をどう見るかっていうのがありますね。それに対する水源賄えるのは老原と吉福と沖代の基本的な水源がある。それから、私はこれは余り認めたくないですが、県水の約束と称して受水をする水があります。先ほども原価の話も出ましたが、より一層水源をフルに活用をすることによって今の水需要予測は確保できるかと違うかと私も思うんです。前にも聞きましたけど、実際に太子町が最低限必要とする水、水源との絡みで説明を求めたいのと、配水池は南配水池は東芝への水供給ということでつくったんですよね、経過はね。そういう、もちろん町内の人口増に対応するっていうことと2つの要素がありまして、配水池を建設するということになったわけです。そういう上に立って今日の太子町で必要とする水の量と水源との絡み、それから高所に加圧をするためのものというのは、最近の傾向として中継ポンプで一定のことはほとんどできるという時代になってるということもあります。それを含めて今回国庫が、先ほど上田さんも言われましたけど、国庫補助があるから今やるんやというようなことはちょっと考えたほうがいいと私も思います。そういう点から再度、先ほども最後に答弁しましたように、21年度の実施設計、実施、それを一定遅らすことも何ら支障があることではないということで十分検討、検証した上で今後どうしても必要な施設だということになった段階で始めることでも十分事足りると、こう思うんです。そういう点から水の需要予測と水源、それから実質的にかかる、加圧によるかかる費用すべてをきちっと整理をした上で対応すべきだと思いますが、その点と。

それから、工事請負費あるいは委託料それぞれの金額についてもくどく言いますけれども、当然積算の根拠を示してもらいたいと。

それから、貸借対照表で22年3月、それからこの年度を執行した後の23年3月時点の貸借対照表っていうのが出ているわけですが、本町の水道事業経営で剰余金留保資金

っていうのがいつもきちっとしかんとあかんですが、今年度、いわゆる22年3月、23年3月末での基本的な剰余金留保財源についてもこの際本席で説明を求めておきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 審議の途中ではありますが、予定されております野口宇宙飛行士との無線交信事業に参加するため、その間一時退席しますので、議事進行は副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時46分）

（再開 午後3時00分）

○副議長（佐野芳彦） それでは、再開をいたします。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

今後の水需要予測でございますけども、太子町の水需要予測としましたら、今後今から今の水量で横ばいになるのではないかとこのふうには考えております。

それと、水源地とか県水とか、いわゆる原水の関係でございますけども、やはりこれだけ総配水量が減少しておる中で十分に今の各水源地の取水量及び県水で水としては十分余っているような状況ではないかということでございます。

それと、南配水池の件でございますけども、これにつきましては、先ほど來說明いたしておりますように、やはり建設から実質46年か7年でしたか、たっております。そういったことから、やはり地震等の問題もいつ起こるかわかりません。そういった状況の中では北配水池についてはやはりする必要があるのでないかということで22年度実施設計という方向で進んでおります。

それと、それに伴います留保資金でございますけども、損益勘定留保資金につきましては、21年度決算では損益勘定留保資金では約5億5,000万円から6,000万円にはなるのではないかとこのふうな予測をいたしております。

す。それと、22年度末では今の資金的収支の中での補てん財源、補てん足らない分を補足する額2億8,800万円という数字が出てきておりますので、22年度末では今言いました数字より1億円ほど減って4億四、五千万円になるんじゃないかという予測をいたしております。

それと、もう一点ありますのは建設改良積立金、これが2億6,000万円ほどございます。この2つを一般的に利用、いわゆる資金的収支のほうに利用すると考えれば、全額使用するのであれば約8億円程度の金があるんじゃないかと。しかし、現実的には全額使うというのはどうかなという感じは私個人的にはいたしております。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（桜井公晴議員「費用明細について」の声あり）

○経済建設部長（富岡慎一） 済んません。

委託料とか工事請負の件でございますけども、それにつきましては、先ほど来説明いたしておりますように、明示はできないということでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 結局、明示できないっていうことはもともと大ざっぱ過ぎて積算がないか、もしくはこういう情報を独占して結果的には請負をしたり委託を受けたりする業者等が満額に近い形で契約をする、そういうことを容認することになるわけです。実際上の公開をした中で適切な競争の上に立ってそれぞれ請け負ったり契約をしたりするっていうことが当然のことながら必要であります。そういう点から尋ねているわけでありましてけれども、何ら明示をすることができないと、こういうような答弁に終始しておるわけですね。これは極めて許しがたい、一般的には住民的にも社会的にも許されることでは私はないと思うんです。ここは議会ですから、ほかのと

ころでの問題ではないし、ましてや大型の予算を提示しているわけですから、それに見合ったような説明があってしかるべきと、このように考えます。そういう点からくどくどありますが、当たり前のこととして聞いてもらって、当たり前のこととして答えていく、そのことのほうが大事だと思うんですが、その点どうかと思います。

それから、配水池の工事がこれから10億円以上かけようとしてるわけですが、このことについても今改めてこういう意見あるいは質問で市政を問うてるわけでありまして。その中でよく再検討、再検証した上で望む、こういう姿勢に立つことのほうが大事だと思うんですが、その点、計画しとるからどうしてもそれそのままやっていくんだではないということで取り組むべきだと思いますが、その点どうかと。

それから、水の需要については事足りるということになればなるほど配水池で対応しなくても中継ポンプを含めて取り組むことの方がよりこの資金を大切に使うことになると思うんですが、そうではないんですかね。何でそうならないか。そのことについても、この際説明してください。

仮に、先ほど質疑がありましたように、県水を仮に一部使ったとしても10億円との兼ね合いではもっと違ってまいりますから、そこらも計算上ははっきりさせていくこと。それで、万一の災害時には互いに応援し合うというのも当たり前の話ですから、周辺、特に県とのかかわりでは高い水を現に買わされているわけですから、保険的な要素でこれまで受水をしてきた経緯も、また県水自身が余って返ると、こういうような状況の中で必要な対策は十分とり得ると、このように思います。それがとり得ないというならば、とり得ないというような説明をあわせてしてもらいたいと思います。

○副議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 委託とか工事請負費につきましては、先ほど来言っていま

すとおり、副町長も申されたとおりでございます。

それと、南配水池の件でございますけども、県水の問題も先ほど来話が出ておりますけども、南配水池といいますのは、先ほど来言ってますように47年、23年には49年ですが、の築造からの年数になります。やはり一般的な考え方からいえば、耐震の強度も弱いといったことで安心・安全の水を供給するためには、やはりことを考えれば当然改築も視野に入れるべきであって、当然以前に認可変更のときにもそういうことから視野に入れた中で今回実施したいということでございます。県水の話も出ましたんですけども、先ほど来言ってますように、太子町の水、吉福とか沖代、老原とかの水を利用すれば立米当たりの原価が非常に安くなります。県水はやはり今、先ほども言いましたように155円、仮にそれを使った場合、それに水道の給水費、今回の予算でいいますと、給水費2,900万円が加算されます。それと、総係費、いわゆる一般的な事務費ですね、3,300万円が加算されて原価に戻ってきます。ですから、今その太子町みずからの原水が利用し、ポンプ等で送って安定供給、給水するほうが当然水道経営からすれば絶対に安くつくというのは現状でございます。

それと、以前話ありました西播磨水道企業団の水にしましても、当時でしたか、95円ですか、95円の料金がついております。それには予算上の原浄水費から、今言いました配水費、給水費、総係費、すべての分が乗ってくる計算になります。ですから、当然太子町の自己水源で処理するほうが絶対的に安いということになっております。

それと、先ほど言いましたように、北配水池につきましてはやはりそれ相応の老朽化してきた中で安心・安全の水を供給する義務がある水道事業所としましては当然改築を考えていくのが妥当ではないかというふうには考えております。

以上です。

○副議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この先ほど来言っている認可のときのことをそのまま認可申請を出して、そして変わってくることはあるわけですね。そのときにも浄水施設のことが膜ろ過方式は事業の対象の施設工事であるけれども、紫外線などはまだオーケーしてないと。こういうようなことから、膜ろ過を選択をしたと。こういうようなことがこのときにあるわけですね。それと同時に、その時代とこの水事業が大きく変わるっていうことは今日現に東芝と大口とのかかわりにおいて水需要が大きく変わってきていると、こういうような時代、それから今日の社会情勢が大きく変化をしている、そういう中で水需要が、私も何も県水を絶対取らなあかんという言うてるわけじゃないんです。火急の場合に県水との絡みで利用すればいいじゃないかと、もし足りない、こういうような場合はそういうことを言ってるわけであって、原浄水費、配水費それぞれに費用がかかると、総係費とかかかる、これは当たり前ですわな。本町のものだったてそれにかけてるわけだから。それがかかってくる、全くかかるというのは皆すべてのものが原浄水費にかかわったり総係費にかかわったりというのは、これ全部何にもない場合にそれが必要なんであって、これの本町の水源を利用する場合に乗っかるだけのことで、すべてが乗っかるわけではありません。そういうようなものですから、火急の場合のことと一緒に言ったつもりは全然ないんですよ。ほいで、現に年間総配水量が436万トンでしょう、この有収水量で言うてます。ほいで、無収水量等いろいろロスもあります。そういうことの中で500万トンなら500万トンがあれば少なくともそれらは全部できるわけですよ。そういう水の量で横ばいという、私も横ばいからまだひょっとしたら節水で違ってくるかもわからんと。しかし、社会増等がありますから横ばいということかもしれません。しかし、このような中で500万トンなら500万トンを自己水源で賄うというの

は当たり前の話で、より一層自己水源で賄ったほうが県水に頼らなくて済むわけですよ。それはもう当たり前の話なんで、そんなことはもうここでやりとりするつもりは一つもないから。ほいで、総係費の関係も皆やりとりする、もうもともと必要なことですから、すべてが乗かって余分にかかるとかという説明を余分にしてもらう必要はないということなんです。その中で必要によってはポンプアップ等で対応すれば、それに合うような対応ができるんじゃないかと。これらも含めて認可の関係の再見直しも必要になるのではないかと、浄水装置も含めてですよ、その時期に応じて必要な対策を講じていくことについて、より安い費用でより効果を上げる。安心・安全の水を供給する、これが使命ですから、その使命を全く否定するつもりもありませんし、またそれをやっていく上でこれらのことの再検討、再整備がいるんじゃないかということを言ってるんですよ。その辺をはっきり聞いてもらった上で答えてもらわないと、今のような答えになりますと、またこれが何ぼで何ぼで何ぼになるんやというて言わんなんことになりますから、そんなことを言ってるつもりないんです。トータル500万トンの水を安く供給できるようにしていくこと、そして安心して安全な水を運ぶと、こういうことが大事でありますから、その点から言ってるので、その点は誤解のないように。私が今変なこと言ったように答弁になったらなりますから、そんなこと言ったつもりはありませんのではっきりしてもらいたいと思います。

○副議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

北配水池につきましては、先ほど来言ってますように、かなり老朽化いたしております。そういった中でやはり水道事業の本旨であります安心・安全を考えれば北配水池は改築が必要ではないかというふうには考えております。それといたしますのも、配水池といい

ますのは、多分ご存じだと思いますけども、夜と朝晩の使用の数量が多い、時間当たりの水量が多いときにためていた水を安定して各家庭に送る、それをまた使用量の少ないときにある程度ためておくといったことのため、以前も言いましたように、日当たりの配水量の約2分の1程度の貯水量が要るんじゃないかということが一般的になっております。そういったことで、やはり北配水池も改築が必要ではないかと。そういった中で吉福での上水高度処理につきましては、当時老原のときには紫外線処理というものは認可されておりませんでした。今は、平成19年でしたか、厚生労働省のほうから認可された経緯もございます。ですから、吉福の水源地につきましては十分検討した中で、先ほど言いました認可申請の変更もあろうかなというふうな気はいたしております。

以上です。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りしました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第1号 平成21年度
兵庫県太子町一般会計補正
予算（第6号）

○副議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第1号平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を

続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ああそうか。えらいふなれで。

○副議長（佐野芳彦） 済んませんね、私もふなれでこっち下見てました。

○桜井公晴議員 私はこの質疑でも言っていましたように、今回の補正の中では総合公園関係のそれぞれについてはちょっと理解ができないものがあります。

それから、給食センター関係の予算と執行の経過、これらについても同様でありますし、これらのことを踏まえてみるときに、決算調製と称してここまでやってまいりましたことで、ここで財源の調整が行われることも決算審査、またもともとの予算の積算、置き方、そういうものの検証の機会をそぐことになってまいります。そういうことについては、計上した予算について今の段階で調整を必要としないと思います。そういうことも含めて反対討論といたします。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

清原良典議員。

○清原良典議員 補正予算と言えど、明細並びに詳細箇所の提示を求めましても提示していただけない。考え方のみを聞いても、中には了承できない考え方もありまして、これでは幾ら審議を行っていても間違っているの

か正しいかの判断もできません。よって、私は賛成できません。

以上です。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第2号 平成21年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計補正予算（第3号）

○副議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第2号平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 討論なしですね。ないようですんで、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第3号 平成21年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計補正予算（第3号）

○副議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第3号平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第4号 平成21年度  
兵庫県太子町老人保健特別  
会計補正予算（第2号）

○副議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第4号平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計

補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第5号 平成21年度
兵庫県太子町後期高齢者医
療特別会計補正予算（第3
号）

○副議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第5号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第6号 平成21年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計補正予算（第2号）

○副議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第6号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第7号 平成21年度
兵庫県太子町下水道事業特
別会計補正予算（第3号）

○副議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第7号平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（桜井公晴議員「説明があるの」の声

あり）

暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時29分）

（再開 午後3時29分）

○副議長（佐野芳彦） 再開します。

宿題がありましたので、経済建設部長、説明を求めます。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 追加資料についてご説明申し上げます。

お手元に図面が配付されてると思いますけども、これの当初黒い部分、いわゆる波線ですか、波線でしておりましたものを姫路市さんとの協議によりまして赤い部分になったということでございます。

それと、該当の方はここに書いてございます順海寺、これの経緯につきましては、以前も説明申し上げてるとは思いますけども、本来合併浄化槽で対応すべく考えて、その排水形を検討されておりました。現在の排水経路がサンシャイン青山さんの敷地内を通して排水されております。それで、合併浄化槽も当然そういうことで、同意をいただけるものと思っておりましたんですけども、サンシャイン青山さんから同意が得られず、その中で姫路さんのほうの協議もうまいこといかず、南に下がる波線でのことを契約しておりましたが、再度姫路市との協議の中で赤い部分で施工できたということでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） 今の経済建設部長の説明に対して質疑はありますか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 このように短距離ということは、これかなり前からいろいろここでも説明され、また当初にも説明をし、いや当初というのはこの当初やないよ、合併浄化槽の設置を条例として置いた、それ以前にもこんなこと言うてて、実際にこういうふうになるようになった経緯というのはどこでどないに姫路市側もオーケーということになったんか。当初この一番近いところで結んだほうがええ

ってというのはもうほんまに古い話ですけど、そんな話をしましたんで、それがどういう形でなってきたかということ。

それから、工事請負に係る今回の補正であるわけですが、その点がどこでどう調整されたか。マイナスの根拠というのも近くなったことによるようになったというのちょっと実施内容は本管と施工延長、人工の5カ所ってということで、この狭い旧の国道ですね、旧の国道で対応するっていうのはかなり大変なことなんですけども、どういう合意になったのか説明を求めます。

○副議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） この経緯につきましては、一番最終年度が18年度だったと、山田の工事が18年度だったと思うんですけども、失礼しました、17年度ですか、17年度の工事やったと思うんです。そのときに姫路市さんのほうに流させてくれないかということで言ったわけなんですけども、これが流域の区域内なら問題なかったわけなんですけども、姫路市さんの単独公共の区域内だということで当時同意が得られなかったということでございます。それから合併浄化槽の問題で、先ほど来説明いたしましたとおりで、再度やはり言う必要があるということで言ったら、今回はオーケーが出たということでございます。

内容につきましては、このとおりでございまして、人工5カ所等、いわゆる姫路市さんの単独公共の下水道に接続するという工事でございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

桜井さん、3回か。

上田富夫議員。

（「いや、3回です」の声あり）

上田さんも3回か。

（「こっち終わっとんか」「終わってます」「ちょっと休憩だけしてくれたら」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午後3時35分）

（再開 午後3時37分）

○副議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第8号 平成21年度  
兵庫県太子町前処理場事業  
特別会計補正予算（第3号）

○副議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第8号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○副議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第9号 糸井・矢田部
地内客土工事委託変更契約
の締結について

○副議長(佐野芳彦) 日程第18、議案第9号糸井・矢田部地内客土工事委託変更契約の締結についてを議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○副議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第10号 工事請負変  
更契約の締結について(揖  
保線道路改良工事(第二工  
区))

○副議長(佐野芳彦) 日程第19、議案第10号工事請負変更契約の締結について(揖保線道路改良工事(第二工区))を議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を続行します。

その前に資料が提出されておりますので、経済建設部長、説明を求めます。

経済建設部長。

○経済建設部長(富岡慎一) 追加資料について説明申し上げます。

先ほどの図面の次のページにございますもので、前回丸い数字でご説明申し上げておりましたけども、上の段に二工区の詳細について記載させていただいております。下の段には三工区の詳細についてのものを掲載させていただきます。

以上でございます。

○副議長(佐野芳彦) ただいまの資料の説明について質疑がある方、まずは第二工区のほうですので、二工区についての資料についての質疑がありましたらどうぞ。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これで一応の形は出せへんのや言ようたのが出せるということになります、差し引きが出てきてるわけですが、もともとの請負、当初契約と変更契約で、先ほども前にも言いましたけれども、契約の落札率が極めて異常と言われる高額な高落札率になっているわけであります。その落札と、それから変更とのかけ合わせで、すね、これも旧来からいきますと、落札率に基づいてこれらを調整するということのやり方をしとんですか。それを説明を求めます。

○副議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(富岡慎一) ちょっとご質問の趣旨がわかりづらかったんですけども、要はこれの結果的に増になっております。これは当然設計額があり請負契約額がございます。当然精算の場合は設計額をはじき出し、当初の設計額から契約額を割り戻します。ですから、俗に言います予定価格からの請負額とは関係は特にございません。今言われたように、設計額があって、要は請負額がありますので、そういう形での計算は当然なり得ると。

それと、今回の場合、これは一部事務費が加算されております。ですから、そういったことで増額が若干増えてきたということでございます。

以上です。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 ちょっと私もこれ資料を見らる中で1点理解に苦しむんですけども、坂路工で13カ所が19カ所に内容変更になってる。これ内容的には箇所が増えてるわけですけど、その中で工事的には量的には増えてるようにも思うんですけども、金額的に減ってるのは、それはありがたいことですけども、その辺はなぜこうなるのかなあというのがちょっと疑問に思うんです。ほかは大体わかるんですけども、これはなぜでしょうか。

○副議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） これにつきましては、以前下水のときにもありましたように、標準的な断面でもって箇所数に算出したしております。ですから、坂路工といいますのも標準的な断面を考えて、その1カ所当たりの単価をはじき、それに箇所数を掛けた分が当初の設計でございます。それが変更後、いわゆる箇所数が増えた中で、要は高さが低くなれば当然全体的におのおのを積み上げていけば安くなるということもあり得るということでございます。

以上です。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件については質疑でも言いましたし、また先ほどの説明、質疑でも

ただしてきたわけでありますが、もともとの落札率が極めて高いわけであります。100に近いという数字であります。そういうこととの兼ね合いにおきましても当初の契約と、先ほど説明を受けました設計額との調整、そういうことは行われても実際の中身としては落札率が予定価格にイコールというような状況の中では業者を律しても経費の節減を含めた町の執行の経過については容認できるものでありませんので、この変更契約については反対であります。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 私がいろいろ調査したところによると、こういう落札率の場合が何回か続くと、よその町では入札をちょっと一時中止して、それからなぜこういうことが起きるんかということを調査するそうです。その結果、欠陥といいますか、こういうことでこういうことが起きるんやというたら改善してやり直すということが常識らしいんですけど、太子町の場合はこれずっと続いとるわけなんです。余りにちょっとひどいんですね。よく言えば、ちょっとだれかが教えたのかなあという、悪く言えば、もうほんまに談合したのかなあというふうに思うわけなんですけれども、ほんまにここんどこ、この指名入札にしたって、それから見積入札にしたって99っちゅうなもん、90、こんな数字ないですよ、そやけど。だから、私は毎度言うようやけども、税金なんですね。ほんまに一生懸命働いて汗水流して働いて税金かけよんですよ。ちょっとその辺を考えたら、もうちょっと税金の使い方というものをきちっと精査して、納税者に対して説明のできる金の使い方をしてほしいと、してほしいとやないですべきやと思います。したがって、私は反対をいたします。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（揖保線道路改良工事（第三工区））

○副議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第11号工事請負変更契約の締結について（揖保線道路改良工事（第三工区））を議題とします。

本案については、3月3日に続いて質疑を続行します。

先ほど経済建設部長から資料が提出されましたが、ほかに質疑のある方。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 この第三工区の資料をいただいたんですけども、このその他の構造物撤去工、躯体工、これ当初予算が40万2,860円、変更後が85万8,670円で、ほれでこれでマイナス45万5,810円となっとなんですけども、これ説明をお願いします。

○副議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時51分）

（再開 午後3時52分）

○副議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 申しわけありません。先ほど追加資料で提出させていただいた分の第三工区の下の段から2段目のその他のところで一番右側、増減のところがマイナス表示にはなっておりますけども、これはプラスということで間違った表示をいたしております。まことに申しわけありませんでした。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は前の議案も追加率が3.61%であり、この議案は8.4%とかなり高くなっているわけであります。これらの当初には予算額、積算額も議員に隠してきたわけであります。契約の段階で初めて金額が出てくると、こういうような形になったわけでありますが、これらが基本的に適切なのかどうかはいまだにはっきりわからないというのが実態ではないかと思います。私自身はそういうふうに思いますし考えます。そういう明らかにされないまま入札が執行され、さらに今日の時点で変更契約が行われる、こういうことになります。もともと100%に近い高率の落札であります。そういうものが設計金額、予定金額、予定価格、それぞれ設定はされますが、その計算方式からいっても、それらも議員にも公開されていない内容であります。変更契約自身が透明性を欠きますし、契約自身も透明性を欠きます。到底容認することはできませんので、変更契約に反対であります。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 私も75になりまして目も耳も悪うなりましたわ。けど、心の目はよう見えるようになったんです。だから、こんなもの私が今賛成したら、もう私の一生75年を棒に振ることになりますんで絶対に容認しません。反対です。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 議案第27号 工事請負契約の締結について（斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事）

○副議長（佐野芳彦） 日程第21、議案第27号工事請負契約の締結について（斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○副議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第27号工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事の請負契約でございます。

工事請負契約につきましては、去る3月4日、21社による一般競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市辻井1丁目1番23号、赤鹿建設株式会社、代表取締役赤鹿竜夫と1億3,980万2,250円で契約するものでございます。

詳細につきましては教育次長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） ただいま上程されました斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、斑鳩小学校南校舎の耐震性の確保と施設の老朽化の改善を図ることにより、安全・安心で快適な学校づくりを促進し、教育環境の維持向上を図るものでございます。

参考資料の図面をごらんいただきたいと思います。

主な工事内容は、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積2,821平方メートルの南館、管理、教室棟において鋼板内蔵コンクリート構造による補強工法により補強プレースを1階部分に5カ所、2階部分に3カ所、計8カ所に取り付けるとともに、1階職員室に耐震補強壁を増設すること等により、耐震性の向上を図るものでございます。あわせて、関連改修工事といたしまして、洋式トイレの改修と車いす対応のトイレの新設、屋上防水改修を実施いたします。

また、地球温暖化対策への貢献と環境、エネルギー教育への教材として活用を図るた

め、龍田小学校と同規模の太陽光発電設備の設置工事をあわせて実施いたします。

完成工期につきましては、平成22年10月31日を予定いたしております。

以上が工事契約の主な内容でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 参考資料でも出ておりますが、指名業者の中で松本建設が辞退をすると、こういうふうになっておりまして、全体的には入札金額が1億3,314万5,000円で、くじ引きの結果赤鹿建設と、こういうふうになったというふうに見えます。これの入札に係る参加業者はどういう形でこういうふうになってきたかを含めてその説明と、最低制限価格の設定の関係でこういうふうになったんだと思いますが、これらの実際上の今回の工事の基本的な工事概要で今回、今次議案で出ております工事の契約に係る耐震補強、屋上防水、トイレ内部の改修、それから鉄筋コンクリート部分の3階、延べ2,821平方メートルのそれぞれの工事、それから太陽光発電の設備一式、これらに基づいてそれぞれ分離して、これが設計上の金額で言えばそれぞれどういうふうになっておったのか、この際説明を求めます。

一般競争入札ですから、ただ制限つきの内容についても参加業者のあり方が説明される必要があると思いますので、その説明を求めます。

○副議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 業者の選定のほうを私のほうからご説明を申し上げます。

姫路、たつの、太子に本支店を有し、ちょっと今手元には資料ないんですが、建築の総合評価が850点以上だったと思います。過去10カ年において教育施設の5,000万円以上の実績を有する会社、条件つけております。そ

れから、直前に次の議案になります太田小と龍田小の増築耐震補強工事を受けた者は参加できないといったような概要で制限つき一般の公告をいたしたところでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） これの全体的な中身でございますけども、今回につきましては今まで龍田小学校の場合は後からの補助申請の関係もございまして別発注、太陽光については別発注ということでございました。それについては、補正の中で太陽光について約2,000万円ほどということでございますので、金額的にはそのぐらいが太陽光にかかっているというご理解をいただきたいというふうに思います。

トイレについては、最初からでございますので、その中身についてはちょっと私のほうではわかりかねます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 何でわからへんの。これ積算してきて、ほいで入札執行してきているわけですから、当初予定していた積算がこれ皆あるはずですよ。それに基づいて今回の落札、競争入札にかけたと、こういうことでしょう。そしたら、もとがあるはずですから、そのもとのものを説明してくださいって言うてるんやから、ないはずがないと思うんですよ。その点の説明と。

それから、辞退のことは言わなかったね。ちょっと後でもう。

それと、私はこれ再三言ってきたことなんですけども、町の取り組み姿勢、今後のあり方、契約等の改善見直し、そういう点から現に受けている工事がある場合は排除するというようなことはこの建築で、太子町にとっては初めて、私は記憶としては初めてのようない感じがするんですけども、土木等も含めてこれは何回も言ってきたことなんですけれども、完成を見るまでの間はそれが、請負金額が高

かろうが安かろうがまず受けているものについては参加資格を失うというようなことは既にもう早くからやってるのが旧山崎なんかがやっております、ここでも何回かそういうことを言ったんだけど、土木工事等についてはそれを全然やってこなかった。今後どっかが独占することのないように、また必要なことだと思いますので、このことについては私はあり方としては排除したというのは賛成なんですけれども、門戸をここに限定する必要性があったかどうかについてはまだ疑問が残ります。その点を含めて説明を求めたい。

それから、工事の内容については、当然ここで説明すべきことであると思いますから、説明を再度求めます。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） これは、工事は全体的には部分的にも、いわゆる設計の中でされて、それにトータル的には合計額になるわけですけども、その部分的に幾らだということは申し上げられないと。設計額でございますので、その中で、今言いましたのは太陽光については予算化もされておったので、そのぐらいかかってるだろうということを申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 松本建設の辞退につきましては、たしか入札日の前日だったと思うんですが、私どもに辞退届が書面で出されたということでございます。

それから、手持ち工事の関係でございますが、ここの一覧表に出てるような会社はそれなりの規模、実績、それから技術者数を抱えておりますので、何ら前の、例えば太田、龍田がとったにせよ、できるような業者だとは思いますが、ただ、理論上考えて、例えば今回はこれ斑鳩小くじになりましたですけども、くじになったときに、また太田小、龍田小がとった業者がくじで当たるという可能性も排除できないわけですね、理論上。ですから、

そういう面で太田、龍田を落札した業者は外すようにいたしました。

それから、土木のほうの関係の指名とかそういう点につきましても、当然我々は手持ち工事を持っておるか、手持ち工事があっても技術者数がそれなりに確保できて主任技術者が配置できれば、これ理論上排除する根拠は何もないわけですから、そういうことは私どもも想定してやっております。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 資料でちょっと見ていたんですが、1点だけお聞きします。

今トイレの件で洋式ということでありましたが、「i」の部分が車いす対応便所になってるかと思えます。そして、女子と男子便所が洋式全部になるのかなということと、それから職員用便所と用務員室なんかも改良されるものと判断しておりますが、それでいんでしょうか。ちょっとそれについて伺いたいのと。

それから、この完成時期が22年10月31日ということで、運動会時分にも当たるわけなんです、運動会をどのようにされるのか。例えば、太田小学校のように5月に持っていくとか、そういう考えなのか、それについて2点伺いたいと思います。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） トイレのお尋ねでございます。

トイレにつきましては、現在男子の便所でしたら小便器が7つ、それを6基になります。それと、大便器、和式がございしますが、それを4基でございます。それが洋式が3基と和式が1基ということでございます。それと、女子の便器につきましては、和式が8基でございますけども、洋式5と和式が2ということでございます。これにつきましては、学校と調整をしまして小便器も要る、それも和式も残してほしいというようなこともござい

まして調整をいたしました。

それと、運動会の件でございますが、今の予定では5月29日に運動会を予定されているということでございますが、それ以降に本格実施をやっていくということでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 今車いす対応のお便所について「i」の部分ですねと言いましたが、それはちょうど中心に当たるわけですね、男子便所と女子便所のね。それで、やはり広いスペースをとってるかと思いますが、これについて手すりとか、そういうものをちゃんとされるわけなんですね。それについて伺います。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えします。

障害者トイレにつきましては、ちょうどこの男子女子との真ん中につくっております。これは男子女子兼用のトイレを障害者用に1基つくっております。それと、トイレに伴います手すりですね、これにつきましては当然対応していくということになるかと思えます。

以上です。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 これ落札金額はもう全部くじ引きになっとなんですけども、私の知っとる範囲ではやっぱり最低制限価格で皆さんくじ引かれとなんですか。まず、1点お尋ねします。

○副議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 事前に公告しております最低制限価格で同札でこれだけの入札があって、結果としてくじにより株式会社赤鹿建設が落札をしたということでございます。

○副議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 今これざっと計算しても85%ぐらいになっとなんですけども、この平成

21年度はこれぐらいの大体数字なんですか。

物件物件によって違うんですか。

それともう一点、何か国のほうから決められた計算にのっとってここまで小さい数字をせねばならんのか。予定価格のように割かしすっきりと万単位以上でとめられるような設定にできないもんか、何か決まりがあるんですか。お尋ねをします。

○副議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 最低価格の決め方は国の指導によりまして土木、土木というのが建設ですね、土木、建築も含む建設ということで最低価格の引き上げは今席でも発言したがございますが、上がっております。ただ、物件物件によっては違いも当然ありますので、土木はこうだとか、箱物はこうだとかというふうな、そういうものは決めておりません。一般的に土木、建築、それから水道も含めまして建設という大きくくりの中で最低価格を求めるような形になっております。

それから、設計も当然円単位とは申しませんが、ご承知のように、何百円単位では出てくると思うんです。それに応じて予算の範囲内で、副町長も常に申しておりますように、予定価格を決めるときに、それは10万円単位でまとめたほうがいいのか、100万円単位でまとめたほうがいいのか、その辺はもう議論の分かれるところなんですけども、私どもは、例えばこれ税込みでございますんで、入札金額、これですと入札金額が5,000円ですね。1,000円単位になりますね。ですから、予定、ちょっと待ってくださいね、落札がこれですから、そうか、最低で来てるから、最低のその表示の仕方を、例えば1億3,310万円とかということも、何もできないとは申しませんが、できるだけその幅を小さくしようと思えば、やっぱり5,000円単位、1万円単位が適当かなというふうに判断しております。この辺はひょっとしたら自治体によって丸め方が違うかもわかりませんが、

済いません、以上になります。

○副議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 最後に、自治体によって多少は変わるかもわからないというお言葉いただいたんですけども、最低制限価格も以前と比べたら相当上がってきて、業者さんも変な疑いかけられんと競争されたほうがよいような数字になってると見えるんですけども、これとまた別に先日公共工事の最低制限価格を上げることが新聞に載ってましたけども、それは新聞公表されるということはもうはやこちらの自治体には連絡は来とんですか。それともまた別に来るんですか。その点だけちょっと参考程度にお尋ねをします。

○副議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 新聞で私も見たんですけども、まだ文書は来ておりません。ただ、もう清原議員もご承知のとおり、私も今席で何回も申し上げておりますが、高いところだと、県レベル、都道府県レベルでいきますと、最低価格がもう90ぐらい、九州のほうなんか行きますと、佐賀県、熊本、あの辺は最低を90というふうにもう公表もいたしております。ですから、仮に予定価格が100としたら、この幅の狭い中でその札入れがありますので、その辺が僕は業者ではないんで、幅が狭いほうが入れやすいんか入れにくいんかようわかりませんが、そういうことはもう事実として全国的な流れになっております。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 基本的なちょっと考え方をお尋ねいたします。

今は議案第27号を議論してるんですが、議案第28号、議案第29号でも後からこのカーテンが追加されたりとかあるんですけど、今議案第27号に戻りますけれども、これの計画を立てているときには、つまり議案第28号、議案第29号でこういうことを変更しようとされ

てるんですけど、全体を見て、という意味はどういう意味かという、後から例えばカーテンぐらいやったら追加したらええやないかと。そういうような、そういうところの全体を見ずに、どうせ後から議会が承認してくれるからええやないかと、そういう姿勢であっては困ると思うので、最初からこの工事についてこれこれが必要であると。そうすると、全体を見てるわけですから、カーテンは要らないと判断してるから最初はないわけですけども、この議案第27号については全体を見ておられますか。というのは、後から例えば例で言いますと、後からこれもカーテンを追加しますとか、そんな感じで出てくるのか。そうでなくて、きちっと全体を見ているのかということを知りたいと思います。なぜかといいますと、そういう私が今申しましたような、きちっと全体を見て、もちろん工事等する中で変更する場所が生じるということはわかりますし、そういう必要がある場合もあると思いますけれども、最初からカーテンでいうと、議案第28号、議案第29号のところでもし説明がなければ聞きたいと思いますが、最初からわからなかったのかなという率直な疑問があるわけで、議案第27号についても全体を見ていろいろと計画を立てておられますかということをお尋ねします。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 最初にご説明いたしましたように、大きな部分のトイレとか、そういうところについては学校との調整というのがございます。しかしながら、カーテン等に細かい言うたら語弊があるかわかりませんが、こういうところにつきますと施工段階で打ち合わせの中でどうしてもできて、その中の調整で学校等の要望ございまして追加になっていったということが現実でございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、議案第27号についてもそういうカーテンとか、そういうこと

はこの段階では話していないというふうに判断していいのでしょうか。といいますのは、できるだけ大切なお金ですので、最初の段階でいろいろと考えられて、これも、別の言い方しますと、カーテンも必要やけどもお金がないからちょっと我慢せなあかなというようなことももしかしたらあるかもしれません。必要だから入れておられるんだというふうに出後の議案では聞けば言われると思いますけども、私が申し上げたいのは、最初からそういうこともきちっと見て計画を立てられたほうがお金を大切に使っているということになると思うので、そういうふうにぜひしていただきたいと思うのですけれども、そういう趣旨で私は言っています。だから、公のお金です。大事に使おうという趣旨でやってもらいたいという気持ちがあります。

じゃあ、今回はこれはそういうこれからまたいろいろ後で変更があるという前提で立てられてるという認識でよろしいんですか。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） その辺につきましては、私もそのカーテンの部分まで、要するに例えば調整してるかというたら、そこまでは行ってないだろうと思います。これは基本的には補助工事でございますので、補助枠の中での設計をやっているというのが基本だろうと思います。ですから、後々施工の段階でそういう附帯部分、附帯工事というか、そういう部分については学校との調整の中で出てくるというのが、これは少しはいたし方がないといいましょうか、調整部分では仕方がないかなという気はいたしております。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第22 議案第28号 工事請負変更契約の締結について（太田小学校校舎増築工事）

○副議長（佐野芳彦） 日程第22、議案第28号工事請負変更契約の締結について（太田小学校校舎増築工事）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○副議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第28号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、平成21年8月に議決いただきました太田小学校校舎増築工事契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

当工事につきましては、建築工事、外構工事に数量等変更が生じたため、立建設株式会社と締結している工事請負契約を変更するものでございます。

契約額は、変更前契約額1億219万3,350円に305万2,350円を追加し、1億524万5,700円とするものでございます。

詳細につきましては、教育次長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） ただいま上程されました太田小学校増築工事の工事請負変更契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

このたびの変更契約で増額する305万2,350円の主な内容を説明させていただきます。

まず、建築工事につきましては、134万8,320円の増額でございます。内容は、増築した保健室、校長室及び事務室、家庭科室に係るカーテンの設置費用でございます。

次に、外構工事に係る変更部分が177万9,647円の増額でございます。内容は、スロープ階段工事に伴う身障者用の手すりの追加と西門周辺の舗装工事の追加、西門から登校はできなくなったことに伴う体育館の北側通路の新設及び仮設の飼育小屋やトイレの設置費用でございます。また、その他数量の増減で7万5,617円の減額がございます。

なお、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事、電気設備工事、升降機の設備工事につきましては、内容の変更はございませんでした。

以上が変更の主な内容でございます。よろしくをお願いします。

○副議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、お尋ねをいたします。

まず、トイレの追加なんですけれど、当初の計画でなぜないのかなというふうに思います。こういう計画を立てられるときにもしトイレがここに要るなということであれば、最初に考えられるようなものだと思うんです。ですから、なぜ後からこれをつけようとされるのかをお尋ねしたいと思います。

それから、先ほどの質問にも関係しますが、カーテン、直したから、そのところを新しいカーテンにするということのような

んですけど、きれいにすることをいけないと言ってるんじゃないんですが、カーテンは、例えば今あるのは破れているんでしょうか。公金を、言葉は語弊はあるんですけど、ぱっぱっと使われていいなあというか、そういうふうに、いいなというのはうらやましいなと思うてしまうわけですが、少しでも大事に使ってほしいなと思うので聞いとりますが、現状はどうなっていますか。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） トイレ、これは仮設トイレの関係でございます。それにつきましては、今外、ご存じのように、運動場のほうに新しくできましたトイレがございます。そこを工事の関係で工事車両が入る関係で覆いというか、それを全体的にトイレを含めて西部分に……

（服部千秋議員「仮設トイレ」の声あり）

はい。

ですから、それは児童・生徒が使えないということで、内側に仮設のトイレをつくっていった。それは当初はそこを仮にあけるようにして、今あるトイレを使おうとしたんですが、どうしても工事車両が入るからちょっと危ないと、危険ということで仮設トイレをつくったのがよからうというようなことでつくりました。

それと、カーテンなんですけど、相当、学校の要望もあって古うなってるということで、そこについては協議の結果新しくしたということでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 ちょっと参考までにお聞きしたいんですけど、公共のもんやね、学校のカーテンというたら平米何ぼぐらいなものを使われよんですか。平米幾らという生地の、もうカーテンだけはピンからキリまであるんで、大体学校あたりは単価どれぐらいなカー

テン使よんかちょっと聞いておきたいんです。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） カーテンの単価、私わかりません、正直言って。カーテンにつきましてはこれは。

保健室、今言いました増築部分に係る保健室、それと校長事務室、それと家庭科室と普通教室、この部分の当初見ていなかった部分を52カ所のカーテンを設置したということでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、だから何も要らんとか、そないこと言ようらへんわけや。そらええやろ、カーテンは。だから、どれぐらいな、どの程度、ここあるやんか、ここカーテン。どの程度のカーテンを使よんかなというのを参考までにどの程度のカーテン、ほんまにピンからキリまであるんやね。だから、学校としてどれぐらいなカーテンを使よんかなというのはちょっと気になるから聞いときょうだけです。わかりません。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） いや、わかりますけども、どの程度か言われても、学校のカーテン見ていただいたらいいだろうと思うんですけども、レースのが中側についてるとかということじゃなしに1枚のカーテンでございまして、単価的にはそういう高価なというんか、そういうもんじゃなしに1枚のカーテンですので、普通の単価、わかりませんけども、かなという気はします。

以上です。

○副議長（佐野芳彦） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後4時37分）

（再開 午後4時38分）

○副議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（塚原二良） 全体額から割り戻

しますと、52カ所でございますので2万5,900円、1カ所約2万6,000円程度と。

（桜井公晴議員「いや、それわからへん平米」の声あり）

（「こらえてっかいな」の声あり）

（桜井公晴議員「こらえてっかいないうて、そういうものは持っとらんかいや、ちょっと調べてこい、ほんまに、後もあるんやから。ちょっと調べてこいや」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後4時38分）

（再開 午後4時53分）

○副議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長します。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後4時53分）

（再開 午後4時54分）

○副議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（塚原二良） カーテンの件でございますけども、いわゆる新しく増築したところにはカーテンを当初からは見ておりません。それは補助の関係でそういうふうになるんですけども、それと平米当たりの単価ということなんですけど、今担当のほうに割り戻してもらった関係で申しますと、これちょっと設計額なんですけども、日よけのカーテン、一般的なカーテンですけども、平米当たり3,600円ほどになると。ほいで、保健室には暗幕のカーテンがつかますんで、これが4,400円。ほかに大きくはこれがついてるということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員　ちょっと1点だけお願いします。

体育館の北側通路新設ということですけども、これは今現在は空き地というんでしょうか、山側に対してちょっとありますね、空間部分が。そのところに正規の通路をつくれるんですか。ちょっとその辺もう少し通路の、例えばただ単に舗装して通路等確保すると。例えば、その上にまた屋根つきの通路なのかと。そういったこともちょっともう少し具体的な説明をいただきたいんですけど。

○議長（熊谷直行）　教育次長。

○教育次長（塚原二良）　通路でございますが、工事の関係で西門からの児童の登下校ができないということでございますので、ご存じであると思うんですけども、学校の西側の上の山のところにふもとといいます神社がございます。そこに上がるように階段がついております。そこから一部学校側のフェンスを切って、そこを利用しながら体育館の裏から登下校できるように仮設の通路をつくったと。そこは舗装するんじゃないしに、今見ていただいたらわかるんですけども、昔は雑草が生えたような状態でしたので、それを碎石を引きまして仮の登下校ができるように通路をつくったという工事でございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦）　ほかに質疑はございませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員　この件も後の件もそうなんですけど、追加が当たり前っていうのはどういことですか。

○副議長（佐野芳彦）　教育次長。

○教育次長（塚原二良）　追加が当たり前ではないんですけども、これにつきましては補助対象の補助申請がございます。その中で入札を行った結果、大分この差金といいましょうか、出てきましたので、補助申請枠まで事業を、せっかく補助がつきますので、そういう関係で持ち上げたというんか、ちょっと言葉が足らずになるんですけども、

そういう関係で調製の結果増額していくということでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦）　ほかに質疑はございませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員　今言われた補助申請ということですが、その補助申請の部分だけ、一個の全体の中の補助申請の部分だけでどれだけ補助できるというふうになるんじゃないのですか。ほかの、例えばカーテンとかがあったら、その補助申請に困ってんですかね。その辺ちょっと今の説明だと、それがあると目いっぱいまでならないみたいなこと言われたんですけど、それぞれのその全体の中のこの部分が申請対象ということであれば、それ今言われた説明はそれで正しいんですか。私ら実際にそういう申請をしてないもんですから、その辺をちょっと確かめたいんですが、どの、全体の中のこの部分が申請の対象の部分であるからそれに対してどれだけとかになるんじゃないですか。

○副議長（佐野芳彦）　教育次長。

○教育次長（塚原二良）　基本的には補助申請枠を補助金つきますんで、それいっぱい、要するに使いたいと言ったら言葉悪いかわかりませんが、事業をやりたいというのは基本的に考えは持っております。そういう関係で、この中で、今言いましたように、西門でも当初は関係では普通のままで舗装したわけですけども、そういうどこも対象が当初は入れておりませんでした。ですから、今見ていただいたらわかるんですけども、そういう関係でそういうものを追加していった補助対象の範囲内でやっていくというんか、そういうことで追加部分は出てきたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（佐野芳彦）　服部千秋議員。

○服部千秋議員　今おっしゃったことがよく理解できなかったの、わかるようにご説明をいただきたいんです。ですから、カーテン

とか何か、ここに直されたのが最初からあったら、補助をもらうときに困るんですか、困らないんですか。ちょっとおっしゃり方があいまいなので理解できないんですけど、わかるように説明していただきたいと思いますけど。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 補助の関係ですので、いわゆる補助対象になる基本的なといひましようか、そういう部分については、まず申請の段階でもって、もちろん申請するわけでございます。そうして、それで入札によって差金が出ますので、その部分について何ほかしたい部分は抑えておりました部分を乗せていくという考えでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はございませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いや、そやけど、そんな説明しとったらぐあい悪いで、ほんまによ。全然むちゃくちゃな話になるで。その入札執行で差金が生じたものを有効に使うっていうような、その後の工事もそういうことなんでしょう。だから、そんなんはほんまにこういう説明で必要不可欠な追加工事っていうことでないと、何かこんな説明聞いて、ああそうですかという言うわけに皆いかへんで、これは。それはもうむちゃくちゃやと思うんですよ。

○副議長（佐野芳彦） 副町長。

（上田富夫議員「税金余ったさかいしたというて」の声あり）

○副町長（八幡儀則） カーテン、ここにもございますが、カーテンはやはり教室だろうが事務所だろうがやっぱり必要なものでございます。それを今回追加でお願いしたということでございますので、ご理解をお願いしたいと、このように思います。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 一応反対討論になるんですが、こういった工事も入札のときから入札の方法に対してもちょっと問題があるのかなと思ひながら教育環境の安全・安心という意味ではこれはせんといかんということでも賛成をしたと思うんですが、こういった変更工事というんですか、変更時のその後の物品の入札状況がわからんようなままに、先ほどのカーテンにこれ130万円ほどですか、もう追加もかかると。いろいろと補助のこともあるんではしょうが、なかなかこういうことはこんだけするにもう300万円も全体で追加かかるといふことは、もう至ってこれ財政難財政難といふことの中で、学校のことであってももちろんカーテンも必要でしょう。必要なことであってもやはりもう少し何とかならんのかといふようなことで容認はできませんので、反対討論といたします。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私もこれほんま言っときますけど、耐震工事の必要性は何人も認めることななんですけども、ただいまのような差金が生じたからついでにしとくんじゃという、そういうようなやり方には同意できませんので、反対いたします。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 賛成多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 議案第29号 工事請負変更契約の締結について（龍田小学校校舎耐震補強外改修工事）

○副議長（佐野芳彦） 日程第23、議案第29号工事請負変更契約の締結について（龍田小学校校舎耐震補強外改修工事）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○副議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第29号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、平成21年8月に議決いただきました龍田小学校校舎耐震補強外改修工事契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

当工事につきましては、建築工事、防水工事、外壁塗装工事等に数量等が変更が生じたため、株式会社神名工務店姫路支店と締結している工事請負契約を変更するものでございます。

契約額は、変更前契約額1億1,416万9,650円に1,857万6,600円を追加し、1億3,274万6,250円とするものでございます。

詳細につきましては、教育次長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） ただいま上程されました龍田小学校校舎耐震補強工事外改修工事に係る工事請負変更契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

このたび変更契約で増額する1,857万6,600円の内容を説明させていただきます。

建築工事につきましては、音楽室のカーテンの設置、洗面、便器等に係る障害者用手すりの追加、既設壁面不陸修正などの追加で202万4,331円の増額でございます。

次に、屋上防水工事につきましては、太陽光発電装置設置に伴う防水納まり変更に伴う増額が93万367円でございます。

次に、外壁塗装工事の追加でございます。当初の計画においては補強箇所のみの部分塗装を予定しておりましたが、経年変化による2階、3階テラス天井部分の壁材の劣化が激しく、以前より学校からの要望もあり、校舎壁面全面塗装改修工事に変更いたしました。

金額につきましては、1,574万568円の増額でございます。

次に、電気設備工事につきましては、天井裏既設配管配線移設等により17万1,200円の増額でございます。

次に、機械設備工事につきましては、屋内消火栓配管がえを予定しておりましたが、既設配管で太陽光が可能となったため、28万9,866円の減額でございます。

以上が変更の主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先の議案もそうですが、単

純に改修工事というのは耐震だけではありませんから、工事を行うに当たっては今回上げてくるようなことも含めて本来入札に付して整備をします。こういうことが当たり前だと思うんですけど、その当たり前ではこういうことはないんですかね。どうなんですか。

○副議長（佐野芳彦） 言ってる意味がわからんの。

暫時休憩します。

（休憩 午後５時12分）

（再開 午後５時13分）

○副議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（塚原二良） この中では1,800万円の増額ということでございますけれども、これも先ほども説明をさせていただいたんですが、当初はこの詳細説明にも申し上げたんですけども、部分的にだけ塗装のやりかえということではなかなかこの学校の関係で劣化も激しいというようなことで、せっかくこれは別にこれだけ工事で終わって、あと発注するというようなことになれば、これは塗装工事全額単費になってしまうということでございますので、差金を利用して全面塗装に切りかえたということでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 だから、要は何か補修工事をする場合でもどこでもそうや、家庭でもそうですよ。実際に前々から防水の問題もありましたことはわかってんですけど、それから壁面なんかは目をむいたように結果なるっていうのはもう目に見えてわかってうわけや、これはね、整理しとかなんだら。ここはきれいになるけど、ここはうまくいかないとか、そういう含めて補強箇所だけが何かきれいになって、きれいになってというのはおかしいけども、見たってすぐにわかる、何でこないことは一緒にしないんやと。当たりの話や。やっぱり一括の中で経費も節減ができて、取り組みの中に本来入れておくべきこと

ではないのかという僕は言うとなや。そやないと、差金が生じたからやる。そしたら、差金がなかったらこれはしないというこっちゃ、逆に言うたら。差金はどうして生まれるんかと、こういうことにもなるわけやから、この辺をはっきりさせておかないと、必要な工事としてもともと上げたかったんだけども上げなかったと。それおかしいんですよ。差金が生じたらやる。そうでなかったらせえへんということになるんや。そんなおかしいことあるかね。太田小学校のこともそうや。もともと計算に入れて、ほいでカーテンにしても何にしても適切に積算をして、そして入札に付すと、これ僕当たり前や思うんやけどね。その当たりのことをやらずにこういうことをするということは差金じゃなかったらせえへんのやと。ほれから、予定価格の設定もそっからおかしなことが起こるんです。差金が生じるように予定価格を設定したということ言われてもしょうがないんじゃないですか、どちらも。私はそういうこと言よんです。

○副議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 桜井議員のご指摘の壁面については、当初ということのを当然考えられることは考えられたんですが、その補強箇所だけのという当初はそういう考えの中でしてました。しかし、先ほど次長が申し上げましたように、これについても補助にもの入ることややはり壁面の全面塗装ということがいいという判断、途中から変わったというようなことになっておりますが、そういう状況で今回外壁の塗装工事に大幅な追加が生じたということでございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 外壁の塗装工事、これ平米幾らの塗装しよんですか。平米単価だけで結構です。

それから、電気設備の天井裏の施設配管の配線がえ移設というのは、これはどういうこ

となんです。こんなとこまでいらよんかいね、天井裏までの配管いらうとこまで。ひょっとしたら、これ裸の電線があってそれ配管やったということないですか。あっこ裸の配線しとう可能性あるんやけどな、天井裏。そんなことなかった。

それからもう一点、機械設備、これ屋内消火栓の配管がえ中止ということなんやけども、これをちょっと当初の設計からいうと、消火栓、あそこの龍田の小学校の消火栓がややこしかったんですわ。図面どおり掘ったら、そこに管がなかったりしてね。設計どおりに入っていない、あそこね。これは屋内消火栓やからそんなことないと思うんやけども、何でこうなったのかという説明をしてください。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 外壁塗装ですが、これでいきますと、平米当たり3,960円ほどになります。

それと、電気設備工事でございますが、耐震補強フレームの設置に伴いまして天井裏に既設の図面に明記以外の配線がございましたので、支障を来したため、移設をするということでございました。

それと、機械設備工事の関係でございますが、これにつきましては屋内消火栓配管を移設の計画でございましたんですけども、施工方法の手順の検討によりまして撤去せずに補強フレームが設置可能と、施工が可能となったということで減額をするということでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、これだれが設計しよんか知らんけども、こんなもん見たらわかる話やで。これ地中に埋まっとるもんでも何でもない話やで、消火栓は。その天井裏配管図にないところに配管があったという説明やったんやけども、ほんまに配管しとったか、あっこ。いや、あの図面どおりできてないんや、あの校舎というのは。前に調べたことあるん

ですわ、もう15年前ぐらいに。消火栓に圧かけたて水出えへんさかいおかしい言うて調べて回ったら、消火栓がつないでなかったんや。ほいで、掘れ言うて図面どおり掘ったら何ぼ掘ってもそこに配管なかったんや。そういうとこなんや、あの龍田小学校というのは。だから、これ天井裏もこれもととも配管がなかったんと思よったら、図面にないところに配管があったということなんやな。それもええけども、だから要するにもう公共のもんというたらむちゃくちゃしとんねや、とにかく昔。石海小学校もそうやったやろう。壁がある思うたらなかったしな。もう学校施設というのはほんまあれやで、ええ歯しとる人があるさかいにコンクリや鉄筋ぼりぼり食うか知らんけども。ほいで、外壁、これ平米4,000やんか。これええ値やな。ほいで、これ私が何で言うかというたら、これ塗装する場合は養生せなあかんわけなんや。あの養生費が高うつくねや。これ養生費なしの値段か、それとも養生費が入った値段か、どっちや。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 塗装に係る今養生費、足場、清掃、そういうのが含めての金額が1,574万568円ということでございます。

○副議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 それやったらおかしいんやで。あれ足場もうおまえ既にでけてもうとんやもん。これ今から契約するんちゃうのん、塗装よ。もうおまえ既にあれ全部おまえできてもうとうがいや。足場から。わし何であんなもんつくりよんかいな思うよったんや。塗装もせんのにネットで全部覆てもうとるやろう、校舎を。何であんなことすんねや思よったんや。おかしいことすんやなあ、このごろ学校の工事というたら子供にけがあったらいかんさかいにあんなことしょんかいな思うたんやけど、塗装するんやったらわかるわ。そらあないしとかなんたら塗装できへんからな。けど、あれこの決まるまでにおまえちゃんとあれしとうということはどういうこっち

や、足場から全部してもうとるということは。もうおまえあれかな。工事した時点でもう追加が出るということは決まっとったわけか。話できとったということ。もう教育委員会はそないなことばかり言っとるから、もう言われたってびっくりせえへんで、大概のこと言われても。ちゃんと説明してや。いや、もううそつかれるより僕はもうさっと言われるほうのほうが気分ええやん。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） これは、その当初はブレース、いわゆる筋交い入れた部分のその部分についての塗装を考えとったわけでございますけども、その流れの中で、今桜井議員も言われたように、そこだけはやっぱり目向くような格好になろう、全体塗装に切りかえていこうという、補助にも乗るというようなことで、この工事の流れの中で順次そういうのが部分的に変更をかけていくということでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 まず、既設壁面不陸修正というのは、これどこの場所ですかね。この説明の前に点があるから、今聞いてたらどうもトイレかなとも思うて聞いたんですけど、この内容を説明していただきたいと思います。

それから、先ほどから出てますこの壁面全面塗装にするというのは、これも差金があるということでよろしいんでしょうか。それをお尋ねします。

それから、先ほど上田議員が聞かれた部分ですが、私もこれ聞きたいと思ってたんですけど、この屋内消火栓配管がえの中止というのはちょっと率直な疑問で、今さっきも十分答えられてなかったと思うんですけど、最初これはやらなきゃいけないと思ってたから上げられていて、途中でやらなくてもいいというふうなことがわかったんだということなんですけど、そういうふうになることがもう

よくわからないんですね。こういうことを含めて計画をされているんじゃないかと思うんですけど、その辺がなぜこういうふうになるのかということをお答えいただきたいと思います。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） どれからやったかいな。

トイレの既設壁面の不陸修正でございますが、これはトイレが乾式工法で仕上げる壁面下地ですが、予想以上にでこぼこいいいましょうか、不陸が激しくて全面的に不陸修正を行うというものでございます。

それと、機械設備工事の関係で屋内消火栓の配管を、今も説明させていただいたんですけども、移設する計画でございましたんですけども、この施工工法の手順の検討によって撤去せずに補強工事のフレームが施工できるということになって減額するということでございます。

そんだけかいね。

塗装につきましては、ですから何回も申し上げるんですけども、結果的には差金が生じたので、それで全面塗装に切りかえていったということで、通常でしたらそれをやめて、本来ならその部分的な塗装だけで、全面塗装は当初は考えていなかったんですけども、差金も出たことやし、そういうふうに向いたようなことになってあかんということで変更を加えて全面塗装に切りかえていったということでございます。

○副議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 実際にそういう仕事に私は携わってないのでちょっと本当にわからない部分があるんですけど、それでは差金がかこれだけの額が出てくるということで判断してよろしいんでしょうか。

それから、きょう初めてこれいただいたので、壁面の不陸修正という言葉をちょっときょういただいたままなので調べる時間もないんですが、不陸修正というのをわかりやすくどうすることかを説明していただけますか。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 全面塗装の関係でございますけども、これはただいま申し上げましたように、当初は耐震を優先にということでございますので、全面塗装は考えておりませんでした。しかしながら、今も言いましたように、切りかえたということで、桜井議員さんも言われたんですけども、当初からという話もあったんですけども、私どものほうは実際の上では全面塗装は考えてない。いわゆる復旧だけやっていこうというのは優先を、順位では。しかしながら、そういうこともございますので、ちょっと外れるんですけども、斑鳩小学校については当初からそういうことも組み入れて考えていこうということでございます。

（服部千秋議員「最後に、龍田の」の声あり）

それと、今龍田の話というか、ちょっと外れるんですけども、今回の契約で議決いただきましたもんについては、当初から入れて、そういうこともやっていこうということでございます。

それと、不陸修正。

（服部千秋議員「これ差金でできるんかっていうことを私聞いたんです、聞いたのはね。今お答えに差金でこんだけの額があるんですねということをお尋ねしたんですよ」の声あり）

はい、そのとおりでございます。

（服部千秋議員「わかりました」の声あり）

それと、不陸修正、いわゆる端的に言いましたら、もう壁がでこぼこの状態という、これは言葉がちょっとあれですけども、要するに……

（服部千秋議員「でこぼこを直すということ」の声あり）

そういうことでございます。

以上です。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はございませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 ちょっと今先ほどから外壁の塗装の説明があったんですけども、補助金のそういう差金が出て追加になったものというのは理解ができるんですけども、上田議員のほうからも質問がありましたけれど、その外壁の塗装の中に養生費と足場台が含まれているということに関してはやっぱり納得がいきません。今既に養生もされ、足場も組まれているというふうに私は理解してるんですけど、それについてもう少し説明をいただきたいと思います。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） それ今養生費、足場というのは追加部分の、いわゆる補強する部分は当然足場なんかあるわけでございますけども、その補強外については当然足場も要ります。そういう部分についての足場代が追加されたということでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これ議案第27号にもまた戻るようなことになりますけど、先ほどいろいろ太田小学校の耐震補強工事や増築工事、それからこの龍田小学校の耐震補強工事ということでこういうふうにしてきて、その轍は踏まないように、斑鳩小学校の場合はすべて織り込んだということ言いましたね。この斑鳩小学校の後、まさかこういうふうな変更契約はないと考えとったほうがよろしいな。それが大事なことですわ。ほいで、ほんまに差金があったらする、差金がなかったらせえへんというのはもうむちゃくちゃやと。やっぱり何ぼ考えてもそう思いますよ。ほいで、当初にきちっと計算をして入れるべきやし、先ほど来出ている工事もあるほんまにこの金額が適正かどうかということまで疑いたくなるようなことになりますので、この辺は足場の問題も含めて、養生の問題も含めて、ほんまに何をしょんかいなと、もう言われてもこれ仕方がないことじゃないんですかね。どうな

んですか。

（「まあちょっと不透明」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。  
○教育次長（塚原二良） 額的には大きな、これ見ていただいたら、全体的にはそうではないんですけども、この部分、塗装部分は大きな額になるわけでございますけども、先ほどから説明をさせていただいてるんですけども、当初はその部分だけでしか塗装は考えてなかったんですけども、何回も同じようなことになるんですけども、せっかく補助対象にのるということで全面塗装にしていってというのが実情でございます。それと、ですから斑鳩小学校については当初からそういうことも入れておりますので、大きな変更はないというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

服部議員。

ごめんなさい、服部議員もう3回言ってる。2回か、ごめんなさい、2回でした。

服部議員。

○服部千秋議員 もう一回あったと思いましたが、先ほどから上田議員及び井村議員から出ている質問なんですけど、それに対して次長は今お答え、そのようにされたんですが、本当に全部周り囲っていないんですかね。この後見に行ったらわかることなんですけど、ちょっとざっと遠目に見たらかなり覆ってあるように見えたんですけど。ほんなら覆ってないところもあるということではよろしいんでしょうか、その足場とかその周り。それをちょっときちっと確かめたいと思います。

○副議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 全面塗装でございますので、足場を組まな全部塗装するわけにいかないということで、当然しております。

南側は終わっております。北側についてはまだそういうしまい仕事がございますので。

（服部千秋議員「プラスアルファある

ということですね」の声あり）

はい、そういうことでございます。

以上でございます。

○副議長（佐野芳彦） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 反対討論ですが、先ほどの議案第27号の件でも私は賛成しましたが、これは少し話も出ましたが、もうこれは絶対変更がかからないという強く要望を私は心に当局側に示した上で私は賛成しとるんであって、間違いなく議案第27号の件に関しては変更がかからんようなことを私は強く要望しまして、この議案第29号の件でも、先ほども議案第28号と同じようなことになりましたが、施政方針演説では町長が細部にわたって削減をしていくとかということで、中にも教育環境の充実とか、安心・安全なとかということも先言いましたが、そういった舌も乾かないうちに、今こうやってこの額が1,800万円ですね、工事額にしたら1割強の額になって、これすごい金額にもなるとるわけね。だから、こういうことっていうのは全体的に何でこんなことがわからへんのかと、防水工事にしても、やる前にこんなことが何でわからへんのかなあと僕は思うわけやね。だから、そういうこともわかっとなってわからんようなふりをしとってんか、僕そういう感じをゴッソウ受けてしょうがないですね。だから、細かいこの箇所がこうやとかというのは、今先ほども質疑があつて養生費とか、塗装のことで足場の話も出ましたけども、そういうことは言いませんが、全体的に1,800万円という多額のやつを変更額っていうのはもう一回再入札してという形にはならへんので、そのまま業者の言いなりで、その言い値で多分そういう

ことでこの値段が出てきとうと思います。そういうことで今ここに1,800万円出てきたから認めえということは一切断じて容認することはできませんので、反対討論といたします。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 太子町議会はどうなことが出てきても賛成してくれるから思うて安心して出してきよんかわからへんけども、そのとおりなんやから余り言われへんのやけど、でもやっぱりこれは、これ今予算審議しとんどすわ。まだこれ可決してないでしょう。だけど、足場の部分はもうでけとんどすわ。見て僕はおかしい思うてあそこ何回も見に行ってたんや。何でこないなことしよんやろう思うて。まさか全部塗装しようるなんか夢にも思わへんから。完璧に全部覆ってますよ。えらいことするんやなあ思うてかねがね思うとったんや、あそこずっと通りますからね。ほいで、仮にこれその足場がそうであるというんならば、予算の先食いでっせ、これ。まさに給食センターと同じパターンになるわけすわ。だから、こんなもん認めよったら、ほんま議会要らんわな。だから、あれだけ私は教育委員会に対して2年にわたって調査して、最後にこうですよと、だからもうちょっときちっとしなさいよということを意見書案もつけて出しとんのに一向に改まらんちゅうのはわけがわからんのですわ。わからん言うとしてしょうがないから、とりあえずこれはもう賛成するわけにいきませんわ。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はやっぱりこの段階に来たら壁面も補助に乗るということもわかったからということをおっしゃいますけれども、もともと工事を行う場合には単純に目を向いたような工事をするわけではありませんし、後の見てくれもちゃんと段取りをして進めるというのは、これ工事のイロハやと思います。そういう点から、不備な点は今後に悔いが残るようなことについては、天井裏配線の問題にしても壁面にしてもすべてのことについて十分診断した上で必要な工事を積算をして、そして契約に付すと、こういうことが当たり前のことだと思います。差金が生じたからやる、差金が生じなかったらやらないということにも裏返して言えばそうなるわけで、計画性もないし、またこういうあり方自体に容認するわけにはいきませんので、反対といたします。

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○副議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は議事の都合により、これで延会し、3月10日から3月25日まで委員会審査のため本会議を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することとし、3月10日から3月25日まで委員会審査のため本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は3月26日午前10時から再開します。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

（延会 午後5時46分）